

《論 説》

日本の戦後処理条約における賠償・ 請求権放棄条項(2)

——戦後補償問題との関連において——

山手治之

目 次

- I はじめに
- II 政府「外交保護権のみ放棄論」を転換(以上第35号)
- III 中国の賠償・請求権放棄
 - 1 最近の判例(以上本号)
 - 2 日華平和条約における賠償・請求権放棄
 - 3 日中共同声明における賠償・請求権放棄
- IV 日韓請求権協定における財産・請求権の処理
- V 対日平和条約における賠償・請求権の処理
- VI おわりに

III 中国の賠償・請求権放棄

1 最近の判例

(一) 小野寺利孝氏ら日本人弁護士による「中国人戦争被害法律家調査団」(団長尾山広)は1994年10月から数次にわたって訪中調査を行ったが、翌95年には日本全国の弁護士に呼びかけて200名余りからなる「中国人戦争被害賠償請求事件弁護団」(団長尾山宏, 幹事長小野寺利孝)を組織し, この弁護団の手によって1995年8月から次々と日本国(および強制連行・労働事件では企業も)を被告とする訴訟を提起した。こうして, 中国人原告の戦後補償訴訟は, 若干の他の¹⁾弁護団によるものも含めて現在20件近い訴訟が継続中である。さらに, この弁護団は中国の「中華全国律師(弁護士)協会」と協力関係を深め, また「日中法律家交流協会」(専務理事高木喜孝)による中国の法律家・法学者との研究

交流も進められているから、今後²⁾まだまだ訴訟は増えていくと思われる。

そして、1999年9月から判決が出始めて、2001年に2件、2002年には5件、2003年にも5件と判決言渡しが続き、中国関係の訴訟が最近では戦後補償訴訟のなかで中心的地位を占めるに至っている。しかも、それは数だけでなく、これらの判決のなかには、1990年代始めからの戦後補償訴訟で原告にとって厚い壁となってきた法理に穴をあけるような判決も現れてきている。すなわち、① 時効・除斥期間の適用を制限するもの(2001年7月12日東京地裁「劉連仁事件」、2002年4月26日福岡地裁「中国人強制連行福岡訴訟」、2003年9月29日東京地裁「旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾第一次訴訟」)、② 国家無答責の法理の適用を排するもの(2003年1月15日京都地裁「中国人強制連行京都訴訟」[ただし、法理自体は否定せず、強制連行が国家の権力作用の行使としてなされた行為と認められないという理由]、2003年3月11日東京地裁「中国人強制連行東京第二次訴訟」[法理自体を否定])、③ 安全配慮義務の認定(2002年7月9日広島地裁「中国人強制連行西松建設訴訟」、2003年1月15日京都地裁上掲^{2a)}[国については否定])などがそれである。もっとも、旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾第一次訴訟が原告全面勝訴となり、また劉連仁事件、福岡訴訟が原告部分勝訴であった以外は、一つの法理(たとえば国家無答責)が原告に有利に解釈されても他の法理(たとえば除斥期間)によって結局原告の訴えは棄却されているから、全体的には戦後補償訴訟が中国人原告の事件においても厳しいことには変わりはない。

(二) さらに、より重要な問題として、中国関係訴訟で大きな論点として浮かび上がってきたのが、中国が日中共同声明で「戦争賠償の請求を放棄」した(第5項)のは国家の賠償請求権のみであって、中国国民の戦争被害の賠償請求権は放棄されていないのではないかという問題である。

たしかに、同項は「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と規定されていて、他の日本の戦後処理条約の規定、たとえば対日平和条約第14条(b)項「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国

民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」および第19条(a)「日本国は、戦争から生じ又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、」や、日ソ共同宣言6項「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。」、さらに日韓請求権協定第2条1項「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」（傍点はいずれも山手）などと異なって、「国民」という言葉が入っていない。それだけ見れば、上の主張にも一定の根拠があることになる。

しかし、問題はそんなに単純ではなく、周知のごとく日中共同声明が「戦争賠償の請求権を放棄する」と規定しないで「戦争賠償の請求を放棄する」と規定したのは、日本側が賠償問題はすでに日華平和条約によって処理済みであって中国は同じ権利を二度放棄することはできないと主張したために、請求権という法的表現を避けて請求という一般的表現で妥協が図られたためであったことにみられるように、日中共同声明の解釈には日華平和条約との関係というコントゥロヴァーシアルな問題が存在する。それに、日中共同声明に合意したときの中国政府（毛沢東主席と周恩来総理が中心）の意図も確かめなければならない。

(三) そもそも、個人の請求権に関して、政府は、平和条約請求権放棄賠償訴訟、在カナダ日本資産訴訟、原爆訴訟、シベリア抑留訴訟等日本国民の補償請求に対して、上記諸条約において国民の請求権を国家が放棄したのは、国民の請求権を国家が取り上げて外交的に相手国に請求するいわゆる外交保護権を放棄したのであって、国民個人の請求権は放棄されていないと主張して（他の主

張とともに)、訴えを棄却するよう裁判所に求めてきたために、1990年代に入って韓国人から補償請求訴訟が提起される動きが生じたときにも、1991年8月27日参議院予算委員会において、柳井俊二条約局長は「いわゆる日韓請求権協定におきまして、両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」と答弁した。

こうして、90年代を通じて外国人による60件前後の戦後補償訴訟がわが国の裁判所に提訴されたが、それに対して裁判所は以上の政府の解釈の上に立って、条約における請求権放棄を理由に却下することをしないで、一般に事実問題と法律問題の審理を行った上で、ほとんどの事件について、その請求が日本の国内法上成立しないかもしくは成立するとしても時効あるいは除斥期間の経過によって消滅しているとして、または個人は国際法上直接戦争被害を加害国家に対して請求することができないとして、請求を棄却してきた。しかし、90年代末から2001年になると部分的ながら国が敗訴する事件も生じてきた(山口地裁下関支部1998年4月27日「関釜元慰安婦訴訟」、東京地裁2001年7月12日「劉連仁事件」、京都地裁2001年8月23日「浮島丸訴訟」)。

このような日本の戦後補償訴訟判決のあり方に対して、一つの衝撃が海の向こうからやってきた。それは、2000年9月21日のカリフォルニア州北部地区米国連邦地裁の「第二次世界大戦期強制労働対日本企業訴訟」判決である。この判決で、ウォーカー判事(Judge Vaughn R. Walker)は、連合国民が戦争中の日本国民の行為に対して有し得るすべての請求権は対日平和条約第14条(b)項によって放棄されているとして、原告の訴えを却下したのである。しかも、米国政府も法廷の友としての意見書(Statement of Interest)において同趣旨の見

解を陳述し、その上日本政府も意見書を提出して米国政府と同様の見解を表明した。

以上のような経過を経て、政府は、オランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟の控訴審において、2001年2月27日付準備書面の「第3 サンフランシスコ平和条約14条及び19条(a)について」で、予備的主張として次のような主張を行った。

「[サンフランシスコ平和会議にける吉田首相とオランダ代表とのやり取りを述べた後]このような条約締結当時の経過からすれば、平和条約14条(b)にいう『請求権の放棄』とは、日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものとして、これを拒絶することができる旨が定められたものと解すべきである。³⁾」

政府としてはおそらく、従来の「外交保護権のみ放棄論」との論理的整合性を保ちながら、米国裁判所に提出した日本政府の見解と矛盾しない理論、しかもそれはウォーカー判決と同様の効果を有して係属中の戦後補償訴訟で出始めた敗訴を食い止めることができるような理論を苦心して模索した結果、上述の理論構成に達し（果たして政府の新しい見解が従来の外交保護権のみ放棄論と矛盾しないか否かはここでは問わない）、すでに第二審の最終段階にきてはいるが最も関連の深いオランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟を選んで、その予備的主張として提出したものであろう。そして、その際、今なお続いている日本国民の補償請求訴訟（少なくとも2件のシベリア訴訟が係属中であり、今後もしも出されてくる可能性がある）に関しては、そのような救済なき権利であればやはり日本国憲法第29条により国に補償義務があるという主張が改めてなされても、戦争損害についていわゆる受忍限度論が最高裁判決で確定している以上（比較的最近の判例として、最高裁判所2002年3月8日第二小法廷シベリア抑留元日本兵訴訟判決参照）乗りきることができるという判断があったものと思われる（その点は、後述するように、東京地裁2003年4月24日山西省性暴力被害者訴訟判決が、条約で国民の請求権を放棄しうるのは国内で代償措置がとられた場合に限られる旨判示したのに対して、中国人強制連行北海道訴訟で2003年9月11日札幌地裁に提出した国の準備書面において、代償措置をとるか否かは国内法の問題で、条約自体の効力と関係がない旨批判して、上

記の最高裁判決を引用(後述参照)していることから推測される)。

オランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟控訴審の2001年10月11日東京高裁判決は、第一審判決と同様、戦争被害の賠償は国がすべての被害を総括して解決する講和条約の交渉に委ねられており、ハーグ陸戦条約もこの構造を前提としていて、同条約第3条は個人の直接請求権を認めたものではないとして原告の控訴を棄却するとともに、国が新たに提出した平和条約第14条(b)項を根拠とする予備的主張についても、国の主張を採用してさらにより踏み込んだ表現で、「連合国民の個人としての請求権も、連合国によって『放棄』され、これによって連合国民の実体的請求権も消滅した。」と判示した。すなわち、判決は次のようにいう。

「上記において検討したところからすると、サンフランシスコ平和条約14条(b)の請求権放棄条項により、連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権の問題は終局的に一切が解決されたものと認められる。すなわち、連合国民の個人としての請求権も、連合国によって『放棄』され、これによって、連合国民の実体的請求権も消滅したと解するのが相当である。

すなわち、上記(2)のオランダ代表と日本代表との交渉の経緯を見ると、両者間においては、『日本政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権』が残るとしつつ、サンフランシスコ平和条約の効果として、そのような請求権につき連合国民が満足を得ることとはできないとして決着を見たものというべきである。^{4) 5)}(傍点山手)

(四) 以上のごとく、政府は2001年2月に戦後補償訴訟において初めて平和条約における請求権放棄条項を根拠に連合国民個人の請求権を棄却すべしという主張を行い、判決も同年10月に初めて平和条約によって連合国民の請求権が「放棄」され、国民の実体的請求権は消滅したと判示した。しかし、中国関係の訴訟においては、なぜか政府はその後この主張を提出しないうでいた(中国の賠償・請求権放棄は、日中共同声明のみならず日華平和条約の分析も必要で、検討に時間がかかったのかもしれない)。そして、その間に、2002年4月26日、福岡地

裁が中国人強制連行福岡訴訟において、被告会社の日中共同声明による請求権放棄の主張を退けて、日中共同声明によって個人の請求権は放棄されていないという趣旨の判決を下した。原告側の提出した諸文書に大きく影響されたものと見られる。また、2002年8月27日には、東京地裁が七三一部隊細菌戦訴訟において、原告・被告ともこの問題に触れていないにもかかわらず、日本国の国際法違反による国家責任は日中共同声明によって解決済みと主張した。これも厳密には、政府の見解と異なるところがある。その後やっと国も遅まきながら本格的にこの問題に取り組み始め、次第に原告側と被告国との間で熾烈な理論闘争が展開されていくことになる。

(1) 中国人強制連行福岡訴訟（福岡地裁2002年4月26日⁶⁾）

本件の被告は国と三井鉱山株式会社であり、判決は強制連行および強制労働に関して共同不法行為を認定した。そして、国については国家無答責の法理により損害賠償責任を負わないとしたが、会社については時効の援用を認めず除斥期間の適用も制限して、原告らにそれぞれ1100万円の支払いを命じた。

本件で、日中共同声明および日中平和友好条約によって原告らの請求権が放棄されているという主張は、被告国は提出せず、被告会社のみによって提出された。

この点に関する被告会社と原告の主張を、判決は次のようにまとめている。

〔第4 争点〕

5 日中共同声明及び日中平和友好条約における損害賠償請求権の放棄

(1) 被告会社の主張

国際法においては、国際法上の損害賠償請求権は、原則として国家等の国際法上の主体間に行われ、個人には国際法主体性が認められない。そして、戦争行為に基づく損害の賠償請求権は、集団的性質の請求権あるいは集団的請求権であって、国家間の関係において行われるものである。したがって、一般的に、賠償その他戦争により生じた請求権の主体は、国際法上の他の行為により生じた請求権の主体と同様、常に国家であり、国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害であるというべきである。

そして、被告国と中国は、昭和47年9月29日、日中共同声明に調印し、昭和53年8月12日、日中平和友好条約に調印した。日中共同声明の第5には、「中華人民共和国政府は、日中[山手注一正しくは中日]両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」とあり、この定めは日中平和友好条約の前文において、厳格に遵守されるべきことが確認されている。

以上のとおり、原告らの損害は、中国の被害として国際法上取り扱われるべきものであるところ、かかる被害に関する損害賠償請求権の問題は、既に日中共同声明及び日中平和友好条約により解決されているものであるから、原告らの請求は理由がない。

(2) 原告らの主張

原告らは、本訴において、国際法上の賠償請求権を主張しているものではない。また、我が国の政府は、「平和条約、日ソ共同宣言等に定められたいわゆる請求権放棄の条項により、我が国は、外交保護権の放棄を約束させられたにすぎず、これによって、直接国民の権利、利益を処分したものでない」との立場を一貫して取ってきている。この理は、原告らに対しても当てはまるのであって、日中共同声明において放棄されたのは国家間の請求権のみであり、原告らの損害賠償請求権は放棄されていない。したがって、被告会社⁷⁾の主張は理由がない。」

そして、判決は、主として法廷に提出された原告側の証拠甲111等に基づいて、認定事実として、サン・フランシスコ平和条約締結に対する周恩来首相兼外相[山手注一正しくは総理兼外交部長]および外交部スポークスマンの「賠償を要求する権利を保有する」旨の声明、中国国内における昭和62年ころからの対日民間賠償請求の研究・要求の動き、平成3年第七期全国人民代表大会第四回会議への童増氏の意見書提出、平成4年第七期全国人民代表大会第五回会議における対日民間賠償請求議案提出、平成4年4月1日の江沢民国家主席の日本人記者団との会見における発言、平成7年3月9日[山手注一9日付の日本の新聞記事によるもので、発言自体は7日の誤り]の全国人民代表大会各省別討議に

おける銭其琛副首相兼外相 [ママ] の発言等を登載判例集1頁分にわたって述べた⁸⁾後、次のように判示した。

「前記認定事実によれば、日中共同声明の第5においては、「中華人民共和国政府は、日中 [ママ] 両国民の友好のために、日本国に対する損害賠償 [山手注一戦争賠償の間違い] の請求を放棄することを宣言する。」とされていること、日中平和友好条約においては、日中共同声明の第5の上記宣言が厳格に遵守されるべきことが確認されたことが認められる。他方、サンフランシスコ平和条約締結当時、中国は、中国国民が、日本政府に対して、日中戦争において被った損害の賠償を請求し得るとの立場を採っていたこと、また、昭和62年ころから、中国国内では、日本政府に対して上記損害の賠償を行い得るとの見解が支持されるようになり、当時の銭其琛副首相兼外相 [ママ] は、平成7年3月9日 [ママ]、日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であって、個人の賠償請求は含まれず、補償請求は国民の権利であり、政府は干渉すべきではない旨の見解を示したことなどの事情を考慮すると、日中共同声明及び日中平和友好条約により、中国国民固有の損害賠償請求権が、中国政府によって放棄されたかについては、法的にも疑義が残されていたものといわざるを得ない。したがって、原告らの損害賠償請求権が、日中共同声明及び日中平和友好条約により、直ちに放棄されたものと認めることはできない。

ところで、被告会社は、一般的に、戦争により生じた請求権の主体は常に国家であり、国民個人が受けた被害は、国際法的には国家の被害である旨主張する。

しかしながら、損害賠償について、国家間での合意が成立した場合、これに基づき、国民に対して、何らかの措置が採られることにより、国民が直接相手国に対して、損害賠償を請求できなくなることは考えられるとしても、このことから直ちに、すべての場合に、国民個人が、相手国に対して、戦争において被った損害の賠償を請求し得ないと解することはできないから、被告会社の主張は採用できない。⁹⁾」(傍点山手)

後に、七三一部隊細菌戦訴訟控訴審の2003年8月4日付被控訴人国の準備書面(1)で、国はこの判決をとり上げて次のように頭ごなしに批判した。

「福岡地裁判決は、そもそも日中共同声明等の解釈につき、日中共同声明の当事者である日本国政府の見解を正解せず、これを考慮していないばかりでなく、中国政府の公式見解をも考慮せずに、原告らが提示したわずかな傍証的、断片的な事情のみに依拠して、日中間の外交関係の基礎をなす日中共同声明等の条項を恣意的に解釈したもので、その判断は失当とい¹⁰⁾わざるを得ない。」

(2) 七三一部隊細菌戦訴訟 (東京地裁2002年8月27日)¹¹⁾

第二次大戦中旧日本軍の七三一部隊などが行ったとされる細菌戦で被害を受けたとして、中国人被害者と遺族計180人が日本政府に1人あたり1000万円、総額18億円の損害賠償と謝罪を求めた事件である。被告国は、事実関係の認否を行わず、法律論のみで対応したが、判決は旧日本軍による細菌戦の被害を認定した。しかし、ハーグ陸戦条約3条に基づく請求については、被害者個人が加害国家に対して直接損害賠償請求権を有しないとし、日本民法に基づく請求については国家無答責の法理によって認められないなどとして、すべての請求を棄却した。なお、被告の国会及び内閣が細菌戦被害者に対する救済措置立法を怠ったこと(立法不作為)を理由とする請求に関連して、日本政府には細菌兵器の使用を禁止した国際法の違反により国家責任が生じるが、この国家責任は戦争賠償の請求を放棄した日中共同声明およびその遵守を確認した日中平和友好条約によって国際法上は決着¹²⁾していると判示した(そして、このことが被告が法的作為義務を負っていないという判断につながる)。

本件においては、判決の別紙3「原告らの主張」、別紙4「被告の主張」を見る限り、原告・被告とも日中共同声明等による請求権の放棄の問題については一切触れていない。したがって、上述の論法は裁判所独自の判断と考えられる。そして、判決のこの問題の取り上げ方については、主張の内容が結論だけで理由の説明が全くないこともさることながら、立法不作為に基づく請求にのみ関連して論ずるのは問題の矮小化であって、取り上げる以上はすべての請求

にかかわる問題として位置づけるべきではないかという疑問がありえよう。

あとで見るように、本件控訴審においては、原告・被告とも、準備書面においてこの問題について詳細な議論を展開することになる。

(3) 中国人強制連行京都訴訟(京都地裁2003年1月15日¹³⁾)

被告は国と日本冶金工業である。判決は、両被告の共同不法行為の成立を認定した。そして、「[強制連行は] 国家の権力作用に基づく行為ではなく、旧日本軍による単なる不法な実力行使」として「国家無答責」の法理の対象外であると判断し国の責任を認めた。会社についてはさらに、使用者としての安全配慮義務違反を認めたほか、原告らの労働で得た利益があり「不当利得返還義務が生じていた」とした。しかし、除斥期間の適用については「著しく正義・公平の理念に反する事情があるとは認められない」とし、また被告会社の時効援用も濫用とすべき事情はないとして、除斥期間および時効を理由に国および会社に対するすべての請求を棄却した。

そして、被告らの不法行為責任が除斥期間の満了によって消滅したか否かという問題に関連して、日華平和条約・日中共同声明について次のようなかたちで言及している。

「(エ) 次に、被告国の戦後処理について、中国に関するものとして次の事実が<証拠略>によって認められる。

a 日本国及び日本国民の在外資産の処理

(a) 日僑財産処理弁法による日本財産の没収

中国は、1945年(昭和20年)10月、「日僑財産処理弁法」を公布し、領域内にある日本国民の資産を没収した。

(b) サンフランシスコ平和条約

同条約21条、同14条(a)2により、同条約の当事者ではなかった中国(中華人民共和国政府及び中華民国政府のいずれも)も、中国領域内に存在する被告国及び日本国民の所有する資産に対する処分権が認められた。そして終戦当時、中国領域内に存在した日本財産をその所在場所ごとにみると、台湾在外財産評価額425億4200万円、中華民国東北同1465億3200万円、華北

同554億3700万円、華中・華南同367億1800万円であったと推計されていた。なお、同21年度の日本国の一般会計をみると、歳入は1188億円余り、同年度の国民総生産は4470億円余りであった。

(c) いわゆるポーレー中間案

被告国は、昭和20年(1945)12月のアメリカ合衆国大統領に対する中間賠償計画に関する勧告案(いわゆるポーレー中間案)に基づき、余分な工業施設(資本設備)を撤去し、これを特にアジア近隣諸国に対する賠償の一部に充てた。すなわち、同25年(1950年)5月までに、合計4万3919台の工場機械等が梱包撤去された。これら引渡物件の評価額合計は同14年の円価格で1億6500万円、当時のドル価格に換算すると約4500万ドルであり、その引取国別評価額のうち、中国は54・1パーセントであった。

b 日本国と中華民国との間の平和条約(以下「日華平和条約」という。)

被告国は、昭和27年(1952年)4月28日、中華民国との間で日華平和条約を締結した。

日華平和条約は、1条において被告国と中華民国との間の戦争状態の終了を明かにするとともに、11条において、「この条約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除く他、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。」と定めている。

そして、同条約議定書1(b)はこの「別段の定め」として、「中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ条約14条(a)1に基づき日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。」とした。またこれを受けて、中華民国代表と被告国代表は、「同意された議事録」[の]4において、中華民国がサン・フランシスコ条約21条に基づき、中華民国が受けるべき権利は同条約14条(a)2の権利であることを確認した。

c 日中共同声明

共同声明は、第1項で日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する旨を、第5項で中華人

民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言した。

(オ) 上記の事実によれば、被告国と中国とは、戦後処理について紆余曲折はあったものの、最終的には国家間の問題はすべて解決済みとすることで合意したものであり、そのような合意が成立するに至る過程で、被告国は国家の財産のみならず国民の財産をも中国の処分に委ねるなどして、少なからざる経済的負担をしたものである。もちろん、このような外交交渉によって、原告ら6名の本件被害はなんら回復されたものではないし、上記の国家間で「ママ」交渉過程において、原告ら6名の被害についてなんらの具体的配慮がされなかったことは明かである。

しかし、被告国が、国家間の戦後処理について相手国である中国から最終的合意を取り付けたことは紛れもないことである。そのことは、原告ら6名のみならず本件移入政策の実施過程において不法行為の被害者となった中国人のことが、両国間の交渉において具体的に取り上げられていなかったとしても、両国は被告国の戦争中の行為のすべてを交渉の対象にした上で最終合意に到達して、被告国が戦後処理の責任を果たしたことを意味しているものというべきである。

そうであれば、被告国は、原告ら6名の被害に対してこれまでなんらの措置を取っていないことは間違いのないけれども、原告ら6名がその構成員である中国に対しては、戦後処理の責任を果たしているのであるから、被告国が戦後処理を放置して不誠実な態度を取っていたとはいえない。

これらの諸事情を考えるならば、被告国が原告ら6名の被害についてなんらの措置を取っていないからといって、本件訴訟の提起が遅れたことの不利益を原告らに帰すことが、著しく正義・公平の理念に反することになる事情があると認めるわけにはいかない。¹⁴⁾ (傍点山手)

この判決の(オ)の部分は、意味やや不明である。いったい判決は、原告ら6名の請求権も日中両国家間の戦後処理によって解決済みと考えているのかいないのか。傍点を付したところからして、私は解決済みと考えているものと一

応理解した。少なくともそう理解することも可能である。しかし、もしそうなら、単に除斥期間の適用が正義・公平の理念に反するか反しないかという文脈においてのみ問題とするのはおかしくはないか。それは原告らの全請求に対する棄却理由になるはずだからである。

この点、判決の別紙(6)「被告国の主張」を見ると、国は各請求理由について反論したあとで、別に独立の項目を立てて次のように論じている。

「第5 日中共同声明、サン・フランシスコ平和条約について

1 我が国政府の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」(以下「日中共同声明」という。)についての見解は、いわゆる強制連行・強制労働問題を含めて、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、「日本国との平和条約」(以下「サン・フランシスコ平和条約」という。)その他二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところであり、これら条約等の当事者との間では法的に解決済みであって、日本と中国との間の請求権の問題についても、1972年(昭和47年)9月29日に署名された日中共同声明(同声明5項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」とされている)発出後、個人の請求権の問題も含めて存在しておらず、このような認識は、中国政府も同様であると認識しているというものである。

2 サン・フランシスコ平和条約について

また、サン・フランシスコ平和条約14条(b)では、「連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事経費に関する連合国の請求権を放棄する。」と規定された。この14条(b)の請求権の放棄の意味解釈について、条約締結当時の経過からすれば、「請求権の放棄」とは、日本国及び日本国民が連合国国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものとして、これを拒絶することができる旨が定められたものと解すべきである。

3 まとめ

以上から明らかなように、日中間においては個人の請求権の問題が解決されていないと解するのは失当である。日華平和条約11条及びサン・フランシスコ平和条約14条(b)により、中国国民の日本国及びその国民に対する請求権は、中国によって放棄されている（日中共同声明5項）。したがって、このような請求権は、サン・フランシスコ平和条約の当事国たる連合国の国民の請求権と同様、国家によって「放棄」されており、これに基づく請求に応ずべき法律上の義務は消滅している。したがって、原告らの請求は、かかる観点からも認容される余地がない。¹⁵⁾（傍点山手）

この文章では、サン・フランシスコ平和条約と日華平和条約と日中共同声明における賠償・請求権の放棄の理論的関連が説明不足であって、おそらく国の準備書面を裁判所が大幅に要約したものであろう。それはともかく、国の主張としては、個人の請求権も中国によって「放棄」されており、日本は請求に応ずる法律上の義務が消滅しているから、かかる観点からも原告らの請求は棄却されるべきであるという主張を、補足的に提出しているのである。すなわち、オランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟控訴審（東京高裁2001年10月11日判決）で主張した予備的主張を、中国関係訴訟においてもようやくこの京都訴訟で提出したことになる。ところが、判決は、この予備的ないし補足的主張については賛成とも反対ともいわないで、完全に無視したかたちになっている。まさか問題の意味が理解できなかったわけではあるまいが。

なお、原告の訴訟代理人も、被告国の予備的主張に対して理論的に対応できていない点では裁判所と同様である。判決の別紙(5)「原告らの主張」を見る限り、原告側は、被告会社による時効援用が権利濫用である旨主張する個所で、原告らが裁判を提起する可能性が当時なかったことの説明の一つとして、請求権放棄の問題が中国国内でどのように理解されていたかについて説明している^{15a)}だけである。

(4) 山西省性暴力被害者訴訟（東京地裁2003年4月24日¹⁶⁾）

中国山西省の女性10人が戦時中旧日本軍兵士により強姦等の被害を受けたと

して、本人7人と遺族3人が、(ア)国際法上の責任、(イ)中華民国法上の責任、(ウ)日本国法上の責任、(エ)被害の救済を怠っていることに対する責任を根拠に、国に計2億円の賠償と謝罪を求めた訴訟。判決は、被害事実をほぼ原告の主張通りに認定したが、(ア)国際法には被害者個人が直接加害国に損害賠償を求めうる規定はない、(イ)旧日本軍(加害日本兵を指揮・監督する上官ないし軍隊の上層部に至る関係者)に規律の維持・徹底を怠ったという意味での不法行為責任があるが、それは我が国の法制度の下で規律されるべき事柄で、中華民国法は適用されない、(ウ)当時は国家無答責が当然とされていた、(エ)事後的救済をめぐる、立法不作為、行政不作為、裁判拒否の責任はいずれも認められないとして、すべての請求を棄却した。

ただし、判決は、最後に、「もっとも、戦後50有余年を経た現在も、また、これからも、本件被害が……原告らの心の奥深くに消え去ることのない痕跡として残り続けることを思うと、立法府・行政府において、その被害の救済のために、改めて立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能であると思われる。被告が最終準備書面(補充)で主張するサン・フランシスコ平和条約の締結から日中共同声明の調印を経て現在に至る我が国の外交努力ないしその成果については、これに異が唱えらるべきものではないが、いわば未来形の問題解決として、関係当事者国及び関係機関との折衝を通じ、本件訴訟を含め、いわゆる戦後補償問題が、司法的な解決とは別に、被害者らに直接、間接に何らかの慰謝をもたらす方向で解決されることが望まれることを当裁判所として付言せざるを得ない¹⁷⁾。」と述べた。

日中共同声明等による賠償・請求権放棄の問題については、判決は国際法上の責任の第1、国家責任法理に基づく請求の個所で、原告・被告双方の主張を、それぞれの最終準備書面から次のように要約している。

(原告ら)

「② 国際法違反の効果

ウ 条約の締結と被害者個人の請求権の帰すう

本件加害行為につき、国家責任を負う日本国と被害者原告らが属する中

華人民共和国との間では、昭和47年9月29日、いわゆる「日中共同声明」が調印され、中華人民共和国政府は、日本国に対する戦争賠償の請求権〔ママ〕を放棄している。

しかし、日中共同声明によって中華人民共和国が放棄したのは、あくまで戦勝国の敗戦国に対する戦争賠償の請求権にすぎず、戦時法規や人道原則に違反して相手国の国民に与えた被害を賠償する加害国の責任まで放棄されたわけではない。このことは、中華民国政府〔山手注一中華人民共和国政府の誤りか〕において、同国民が日本国に対して賠償請求を行う権利を有することを認めていること、日本国政府においても、いわゆる日韓請求権協定（昭和40年条約27号）につき、日韓両国政府が放棄した国民の請求権につき、国家が有する外交保護権を放棄したものにすぎず、個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない旨の国会答弁を行っていることから明らかである。

被告は、本件訴訟の最終段階に至って、日中共同声明をもって、被害者原告ら個人の日本国に対する損害賠償請求権まで放棄したものであると主張しているが、その不当であることは明らかである。¹⁸⁾

（被告）

〔② 国際法違反の効果〕

原告らは、国際法違反の効果として、国家責任が生ずると主張するが、その主張の当否はともかく、本件加害行為による本件被害を含め、日中戦争時の被害については、日中共同声明をもって、被害者個人の我が国に対する損害賠償請求権も放棄されているのであって、改めて我が国が責任を負うべきものではない。¹⁹⁾

そして、判決は、この問題について、国際法上の責任と日本国法上の責任の2箇所次で次のようなかたちで言及している。

（国際法上の責任について）（国家責任法理に基づく請求の個所）

〔(2) 国家責任法理とその適否〕

② 本件事案のように、国際法的にみておよそ是認される余地のない本

件加害行為によって被害者原告らに生じた本件被害についてであっても、その国際法的な被害の救済は、国家間、すなわち、加害国である我が国と相手国の当時の中華民国(現・中華人民共和国)との間で解決されるべきところ、この点は、いわゆる日中共同声明によって、一応の解決をみているところである。

日中共同声明の趣旨をめぐっては、これをもって、被害者個人の我が国に対する直接の損害賠償請求権まで放棄されていると解釈されるべきものであるか否かにつき原告らと被告との間で見解の対立があるので、この点は改めて検討するが、ハーグ陸戦規則であっても、国際慣習法であっても、また、人道に対する罪であっても、本件加害行為につき、我が国が本件被害を受けた被害者原告らに対して、個人的に、かつ、直接的に責任を負うべきものであると規定している²⁰⁾とは解されない。」

(日本国法上の責任につて)

〔2) 公務執行上の不法行為とわが国の責任

そこで、旧日本軍の上記した不法行為に対する我が国の責任について検討すると、被告は、日中共同声明をもって、被害者個人の我が国に対する損害賠償請求権も放棄されたと主張するが、同声明も、国際法の基本的な枠組みのなかで解釈されるべきものであって、日中戦争における加害国である我が国に対し、その相手国である中華人民共和国(戦争当事は中華民国)が損害賠償請求、いわゆる「戦争賠償」を放棄したにとどまり、相手国の国民である被害者個人の我が国に対する損害賠償請求、いわゆる「被害賠償」まで放棄したものではない。被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、当該国民固有の権利であって、その加害者が被害者の属する国家とは別の国家であったとしても、その属する国家が他の国家との間で締結した条約をもって被害者の相手国に対する損害賠償請求権を放棄させ得るのは、自国民である被害者に自ら損害賠償義務を履行する場合など、その代償措置が講じられているときに限られるべきところ、中華人民共和国においては、日中共同声明を調印することによ

って、自国民に対して日中戦争に係る被害を自ら賠償することとして、我が国に対する損害賠償請求権を放棄させたという形跡はなく、被告の主張は採用し得ない。この点は、そもそも、我が国においても、例えば、日ソ共同宣言についても、日韓請求権協定についても、政府見解は、国民である被害者の相手国に対する損害賠償請求権まで放棄したものではないとして、これを否定していることから²¹⁾も裏付けられるというべきである。[ただし、その後すぐ、国家無答責の法理によって原告らが当時の我が国に対して責任を追及する余地はなかったと続く。]

つまり、判決は、国際法（ハーグ陸戦規則その他）違反については、国家責任法理上加害国が被害者個人に対して直接損害賠償責任を負う旨規定されていないから、その点については日中共同声明の解釈如何にかかわらず、わが国は原告らに対して損害賠償義務がない。しかし、日本国内法上の不法行為責任については、被害者個人に対して損害賠償を行うべき義務が日中共同声明によって放棄されていないとする（ただし、国家無答責の法理により結局は責任を負わないが）。

この後者の判示は、「戦争賠償」「被害賠償」という用語（「戦争賠償」「損害賠償」という童増氏の用語に類似）を使っていることや、原告らの日本に対する請求権を中国が放棄しうるのは、中国が国内で代償措置をとっている場合に限られるという特殊な論法（わが国のある学者の主張）をとっていることなどからみて、原告側の提出した証拠や意見書の理論を採用したものと思われる。

それはともかく、後に国は、中国人強制連行北海道訴訟（札幌地裁2004年3月23日判決予定）で2003年9月11日に提出した準備書面において、この判決について次のように批判している。

「第6 東京地方裁判所平成15年4月24日判決について

1 はじめに [省略]

2 東京地裁4月判決の判決要旨

……この東京地裁4月判決は、要するに、国は、日中共同声明によって、被害者個人の我が国に対する損害賠償請求権が放棄されて消滅したと主張しているとの前提に立って、国際法の基本的枠組みは、被害を受けた

国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、国民固有の権利であるから、その権利を放棄できるのは、その国民自身であり、その所属国は放棄でないというものである。

そして、国家がその所属国民に加害国に対して有する損害賠償請求権を放棄させることができるのは、その所属国が、その国民に対して自ら損害賠償義務を履行する場合など代償措置が採られた場合であるところ、中国は、自国民に対して、そのような代償措置をしていないから、中国国民に日本国に対する損害賠償請求権を放棄させていないとし、それは日ソ共同声明及び日韓請求権協定における政府見解でもあるというものである。

しかし、東京地裁4月判決のかかる判示は、以下に述べるように、条約の締結権限を有する日本国政府(憲法73条2号, 3号)の見解を正解していないだけでなく、同判決のいう「国際法の基本的枠組み」を理解していない不当な判断といわざるを得ない。

3 日中共同声明によって被害者個人の損害賠償請求権が放棄されて消滅したとするのが日本国政府の見解であると判示する点について

東京地裁4月判決は、日本国政府の見解が、日中共同声明によって、被害者個人の損害賠償請求権が放棄されて消滅したと主張していると判示している。

しかし、前記のとおり、戦争状態の終了、賠償並びに財産及び請求権の問題の処理については、平和条約の締結によって、国家と国家の間で解決されるべき問題であり、日中間においても、戦争状態の終了、賠償並びに財産及び請求権の問題は、日華平和条約によって法的に完全かつ最終的に解決したのである。

このような問題の処理は、一度限りの処分行為であって、同じ国と2度平和条約を締結することは法的に不可能なことである。日中共同声明は、前記第2, 4において詳述したとおり、日中双方が両者の立ち場の違いを十分に理解した上で実体としてこの問題の完全かつ最終的な解決を図り、同声明第5項の規定ぶりにつき一致したものであって、その結果は日華平

和条約における処理と同じである。

…… [日中平和友好条約は、戦争状態の終了、賠償並びに財産及び請求権の問題を処理する平和条約ではない旨の説明、省略] ……

このように、日本国政府の見解は、日中間の賠償並びに財産及び請求権の問題は、日華平和条約によって法的に解決済みであるというものであって、この点で、東京地裁4月判決は、日本国政府の見解を正解しておらず、前提において、既に失当である。

4 平和条約等による請求権の放棄は、個人が行うものであるなどと判示する点について

(1) 東京地裁4月判決は、国家は、その所属の国民の加害国に対する損害賠償請求権を放棄することができず、それを放棄しうるのは、国民のみであって、国民にかかる損害賠償請求権を放棄させるためには、所属国が損害賠償義務を替わって履行するなどの代償措置が必要であるというのが「国際法の基本的枠組み」であると判示する。

同判決のいう「放棄」とはいかなる意味であるかは必ずしも明確ではないが、要するに、国家の権利と国民の権利は別であり、国と国民は別の法主体であるから、国家は、所属国民の権利を法的に処理するという意味での「放棄」をすることができないとするものである。しかし、かかる判断こそ、国際法の基本的枠組みを無視するものである。

そもそも、国家は、国内の立法手続により、当該国民の司法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことは可能である。我が国においては、条約は、公布によって国内法的効力を有する。我が国における法律と条約との間の国内における適用上の効力の優劣関係に関しては、条約が法律に優位すると解されている（櫻井充君質問趣意書に対する平成14年12月6日政府答弁書・乙イ第91号証の1、2）。このことを踏まえれば、我が国国会の承認を得た条約によって国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことが国内法上も可能であることは当然である。しかも、前記のように、従来から、国家がその国民の他国又はその国民との間の財産及び請求権の間

題を解決するために国際約束を締結することは国際法上可能として各国の実行が積み重ねられてきたのであり(平成14年12月20日付け衆議院議員近藤昭一君提出朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問に対する答弁書四・乙第74号証, 75号証), 戦後の講和条約によって, 個々の国民の相手国に対する請求権について, 法的に処理することは可能であって, 東京地裁4月判決は, かかる国際法の基本的枠組みを理解していないといわざるを得ない。

(2) そして, 国家が自国民の相手国に対する請求権を「放棄」したことによって, 生じる不利益をどのように処理するかは, 当該条約に特別の規定がない限り, 当該国家の国内法の問題であって, 当該国家が何らかの国内法的な代償措置をしないからといって, 国家間の請求権処理の条約自体の効力に影響を与えない。

(3) かかる問題は, 日ソ間の戦争賠償等の問題処理でも同様である。

すなわち, 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言(以下「日ソ共同宣言」という。)6項後段は, 「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は, 1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国, その団体及び国民のそれぞれの他方の国, その団体及び国民に対するすべての請求権を, 相互に, 放棄する。」と規定しているが, 日本の国内法によって, 補償措置はなされていない。

この点に関し, 最高裁判所平成14年3月8日第二小法廷判決(乙イ第92号証)は, 「上告人を含む多くの軍人・軍属が, ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という。)により長期にわたりシベリア地域において抑留され, 強制労働を課されるに至ったのは, 敗戦に伴って生じた事態であり, このことによる損害は戦争により生じたものというべきである。そして, 昭和31年12月12日発効の日本国とソ連邦との共同宣言(以下「日ソ共同宣言」という。)は, 終戦処理の一環として, いまだ平和条約を締結するに至っていなかったソ連邦との間で戦争状態を解消して正常な外交関係を回復するために合意されたものであって, 我が国の請求権放棄を含む合意内容について, 連合国との間で締結された日本国との平和条約と異な

る合意をすることは事実上不可能であり、我が国が同宣言6項後段において請求権放棄を合意したことは、誠にやむを得ないところであったといふべきである。上記抑留が敗戦に伴って生じたものであること、日ソ共同宣言が合意されるに至った経緯、同宣言の規定の内容等を考え合わせれば、同宣言6項後段に定める請求権放棄により上告人・・が受けた損害も、戦争損害の一つであり、これに対する補償は、憲法13条、14条、25条、29条3項の予想しないところであるといわざるを得ない。したがって、同上告人が憲法の上記各条項に基づき被上告人に対して上記請求権放棄による損害の賠償を求めることはできないものというほかない。」と判示している。

(4) なお、東京地裁4月判決は、「我が国においても、例えば、日ソ共同宣言についても、日韓請求権協定についても、政府見解は、国民である被害者の相手国に対する損害賠償請求権まで放棄したものではない」との見解であると判示するが、日本国政府の見解の正確な意味内容は、第4で詳述したとおりであり、その日本国政府の見解は、決して、個人の請求権も含めた戦争にかかる賠償並びに財産及び請求権の処理を国家間でなし得ないとしているものではなく、東京地裁4月判決の理解は誤っている。

5 小括

以上述べたように、東京地裁4月判決は、日本国政府の見解を正解しないだけでなく、戦後処理問題に関する国際法上の基本的枠組みを理解しておらず、さらには、前記最高裁判例に明白に抵触するものであって、失当²²⁾である。」

(5) 旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾第二次訴訟 (東京地裁2003年5月15日²³⁾)

旧日本軍が中国大陸に遺棄しその後も放置した毒ガス兵器または通常兵器の砲弾によってそれぞれ、1950年、1976年、1980年（この事件のみ砲弾による被害）、1987年に発生した事故によって傷害を負った中国人5人が、1997年10月に日本国に国際法、中国法または日本法（国家賠償法または民法）に基づいて損害賠償を求めて提訴した事件。

判決は、被害事実について、ほぼ原告の主張どおり認定した。そして、法律問題の焦点は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求の当否で、原告は毒ガス兵器および砲弾を遺棄した行為とこれを放置した行為とを一体のものとしてみるべきであると主張し、被告は遺棄はその概念からして放置を含み放棄は遺棄と別のものではないから、遺棄のみ法的評価の対象とすれば足りると主張したが、判決は違法性の存否はそれぞれの基準に照らして別個に判断されるべきであるとする。そして、遺棄は1945年の終戦前後に行われ1947年の国家賠償法施行前の行為であるから、もっぱら放置行為のみを検討するとする。

そして、公務員ないし国家機関の不作为について、それが(a)違法な先行行為の存在、(b)危険性および切迫性の存在、(c)予見可能性の存在、(d)結果回避可能性の存在の要件を満す場合には、条理上作為義務が発生し、その不作为は違法になるとする。判決は、毒ガス兵器については、(a)、(b)、(c)の三つの要件とも肯定したが、砲弾については(c)の予見可能性を否定し、「その余の点について判断するまでもなく、砲弾を放置した行為が違法であることはできない」とした。それは、毒ガス兵器の事故はすべて日本軍の駐屯地付近で発生しているのに対して、砲弾による事故は日本軍が駐屯していなかったと思われる地域で発生しており、²⁴⁾具体的予見可能性に差があるからである。

そして、毒ガス兵器については、最後の(d)の結果回避可能性が認められないとして作為義務を否定した。すなわち、まず回収措置について、(ア)日中平和友好条約の締結(1978年)以前の第1、2事件の発生までにわが国の主権の及ばない中国において回収活動を行うことは困難であること、(イ)中国政府が日本国に遺棄毒ガス兵器の廃棄を要求してきたのは1990年であり、その間は毒ガス兵器の危険性を認知しながら自らの行政措置により対処してきた中国政府の対応に照らして、1987年の第4事件までの間に日本が中国国内において自ら回収活動を行うことは著しく困難であったこと、(ウ)また中国政府に回収・保管を依頼してもそれを行うか否かは中国政府の判断に委ねられること等から、回収措置により結果が回避できたとは認められない。

また、原告が、被告が毒ガス兵器の遺棄場所を調査し、自らまたは中国政府を通じて、中国国民に対し、毒ガス兵器の遺棄場所、形状、大きさ、危険性、発見したときの具体的対処方法等を周知し、その対処方法を実現し、被害に遭ったときの治療方法を伝達することにより、本件各事件の発生を回避することが可能であったと主張する点についても（調査・情報伝達措置について）、（ア）日本が中国国内で調査活動を行うことは国家主権の関係で困難であること、（イ）遺棄場所の中国国民への周知も、日本自身が行うことは（ア）と同様困難であり、中国政府を通じて行うとしても中国政府の判断が介在するから有効性には不確定要素が多いこと、（ウ）毒ガス兵器の形状、大きさ、危険性、対処方法、治療方法等の周知も、日本自ら行うことは（ア）（イ）と同様困難であり、中国政府を通じて行うにしても、中国政府の対応およびこれを受ける中国国民の対応如何によって効果が左右されうること等を理由に、事件の発生を回避することに有効であったとは言えないとした。

ところで、請求権放棄の問題については、判決自体でも、および判決のなかで要約されている原告・被告の主張でも、全く触れられていない。毒ガス被害者をサポートする会発行の冊子『遺棄毒ガス第1次訴訟判決全文』に「1次・2次毒ガス判決ポイント比較」という記事があり、請求権放棄に関する5月15日の判決の部分に「時期に遅れた攻撃・防御として主張が却下されており、判断なし」と書かれているところから²⁵⁾みて、おそらく次の第一次訴訟判決で紹介する被告および原告の主張とほぼ同様の主張が準備書面ないしは口頭で行われ（原告訴訟代理人および被告指定代理人は、第一次・二次訴訟ともほぼ顔ぶれが同一である）、その段階で裁判所が時機に後れた攻撃防御方法だという原告の抗弁を認めて、被告の主張を却下したのではないかと考えられる。

（6）旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾第一次訴訟（東京地裁2003年9月29日²⁶⁾）

本件は今日までの戦後補償裁判のなかで、国が全面敗訴した唯一の事件である。事案は、上述（5）と同様、遺棄毒ガス兵器または砲弾による1974年、1982年、1995年（この事件のみ砲弾事故）の事故の被害者および遺族13人が、1996年12月に提訴した事件である（こちらが第一次分で先に提訴）。

判決は、被害事実について、上述第二次訴訟の場合よりさらに詳細に認定した。そして、放置行為という公権力の不作為について、作為義務が認められる要件の判断枠組みもほぼ第二次訴訟と同様である。ただし、先行行為について第二次訴訟が「違法な先行行為」とするのに対して、第一次訴訟は単に「先行行為」とする違いがある。²⁷⁾

そして、具体的判断においては、次の二つの点で異なり、その結果第一次訴訟判決は作為義務を認めて原告勝訴とした。

(1) 砲弾による被害の予見可能性について、不発弾事故の起こった場所が、第二次訴訟では付近に日本軍が駐屯していなかったのに対して、第一次訴訟では日本軍が弾薬倉庫を使用していた地域であったことから、判決は予見可能性を肯定した。「被告にとっては、双城市周家鎮東前村のように日本軍が終戦時に弾薬倉庫を使用していた地域では、その付近に砲弾が残存していて、その砲弾の爆発により住民らの生命や身体に危険を及ぼす結果が発生することを予見することは、可能であったといえることができる。」^{28) 29)}(傍点山手)

(2) 結果回避可能性について

ア 被告は、わが国の主権が及ばない中国国内において、回収や調査はできないと主張する。

しかし、「終戦時における日本軍の部隊の配置や毒ガス兵器の配備状況、弾薬倉庫の場所、毒ガス兵器や砲弾の遺棄状況、核兵器の特徴や処理方法などについて可能な限りの情報を収集したうえで、中国政府に対し、遺棄兵器に関する調査や回収の申出をすることは可能であった。あるいは、少なくとも、遺棄された毒ガス兵器や砲弾が存在する可能性が高い場所、実際に配備されていた兵器の形状や性質、その処理方法などの情報を提供し、中国政府に被害発生の防止のための措置をゆだねることは可能であった。」

イ 被告は、わが国政府のとり措の具体的内容や方法、時期などは、中国政府の意向を踏まえたうえでの極めて高度な外交的政治的判断を要するものであると主張する。

しかし、中国政府は、1990年には日本政府に遺棄化学兵器の解決を要請し、

1992年のジュネーブ軍縮会議においては、日本が何の情報も提供しないため何らの防護措置もとられず、多くの人々が化学砲弾や化学剤の発見の過程で中毒傷害を被ったと報告しているのであるから、「被告が情報提供やその他の能動的な措置をとらなかったことが、中国政府の意向を踏まえた高度な外交的政治的判断の結果であるとは考えにくい。」

ウ 被告は、中国政府は自国民保護のためのできる限りの措置を講じてきたから、被告からの働きかけの有無が中国政府による回収・保管作業や結果回避に影響したとは考えられないと主張する。

しかし、「毒ガス兵器や砲弾の遺棄状況、各兵器の特徴や処理方法などについて、より詳細で具体的な情報が被告から提供されていれば、中国政府による調査や回収などの作業が促進され、より少ない年月で、より多くの場所で遺棄兵器が発見され、安全に処理されていた可能性がある。中国の国民も、これらの具体的な情報提供があれば、遺棄兵器への対応を慎重にした可能性がある。」
「そのような可能性が認められる以上は、本件の各事故についても、結果回避の可能性はあったと考えなければならない。」

エ なお、被告は、1991年からの現地調査によっても本件の各事故が発生した場所を把握することができなかつたのであって、中国政府が把握していないような遺棄の場所を被告が把握できたとは考えられないとも主張する。

しかし、その現地調査は、主として、すでに中国側により発見された化学兵器について、旧日本軍のものであることを確認することにあつた。「被告側で、早い段階から遺棄兵器に焦点を絞つた調査を実施し、それにより収集した情報を中国政府に提供したうえで調査が実施されていれば、本件の各事故が派生した場所においても遺棄兵器が発見され、事故の発生を回避できた可能性はあつたといふことができる。」

以上により、結論として、被告には、条理により、①可能な限りの情報を収集したうえで、中国政府に対して遺棄兵器に関する調査や回収の申出をするという作為義務、あるいは、②少なくとも、中国政府に被害発生防止のための措置をゆだねるといふ作為義務があつたと認めることができる。³⁰⁾

「ところが、被告は、1972年9月に日中共同声明により日本と中国の国交が回復されて、この作為義務を履行することが可能になった後においても、その義務を履行せず、本件の各事故が発生した。したがって、1972年9月の日中共同声明以降、それぞれの事故発生の時までの継続的な不作為は、違法な公権力の行使に当たる³¹⁾。」

判決は以上の結論に続いて、次のように述べる。

「なお、日本は、1995年に批准し、1997年4月29日に発効した化学兵器禁止条約により、中国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することが義務付けられた。

この条約は、その前文によれば、日本が1925年に署名し、1970年に批准したジュネーブ議定書に基づく義務を再確認し補完するものとして位置づけられている。そうすると、1997年の化学兵器禁止条約の発効以前においても、日本が中国の領域内に遺棄した化学兵器を廃棄することは、国際法的には日本に課された義務であったと理解することができる³²⁾。」

これは全くの間違いである。ジュネーブ議定書(正式名称は「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」)がこれらの兵器の戦争での使用だけを禁止したのに対して、化学兵器禁止条約(正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」)はその開発、生産、貯蔵、使用を全面禁止し、保有化学兵器・遺棄化学兵器および化学兵器生産施設の廃棄を定め、さらに条約遵守のため徹底した検証制度(申告と査察、チャレンジ査察)を設けており、そこに後者の軍縮条約たる所以があるわけである。化学兵器禁止条約の前文には、この条約は、1925年のジュネーブ条約(および1972年の生物兵器禁止条約)の目的、原則、義務を再確認するものであることを認識し、「ジュネーブ議定書に基づく義務を補完するこの条約の実施によって化学兵器の使用の可能性を完全に無くすることを決意し、……次のとおり協定した」(傍点山手)と記されている。すなわち、使用禁止だけのジュネーブ条約の義務を、開発、生産、貯蔵をも禁止しさらに廃棄義務まで定めることによって補完して、化学兵器の使用の可能性を完全に

無くするためにこの協定を締結すると言っているのである。この前文によって、ジュネーブ議定書が締約国に化学兵器の使用禁止のみならず生産、貯蔵も禁止し、さらに廃棄まで義務づけるようになるわけではなく、また、化学兵器禁止条約の義務が条約の発効日より遡及して発生するようになるわけでもない。

判決のこの部分はいわば傍論 (*obiter dictum*) のようなもので、判決の結論を導く重要な理由となっているわけではないと思うが、このような国際法の基礎的知識に関する初歩的な間違いが堂々と判決で主張されることは、日本の裁判所の権威にかかわるので好ましいことではない。

次に、こうして国家賠償法第1条に基づき有責となると、1974年の最初の事件については同法第4条により適用される民法第724条後段の20年の除斥期間が問題になる。判決は正義・公平の理念によりその適用を制限するのが条理にかなうとしたが、これについては説明を省く。

さて、最後に、問題の請求権放棄についてであるが、「原告らの主張」(別紙2)と「被告の主張」(別紙3)から当該箇所を引用し、その後で判決を示そう。

① 原告

「9 時機に後れた攻撃防御方法

(1) 日中共同声明により本件の損害賠償請求権が放棄されているという被告の主張は次のとおり、時機に後れた攻撃防御方法であるから、原告らは却下を申し立てる。

(2) 被告は、平成8年12月の提訴から6年が経過し、証人尋問と本人尋問が終了した段階になって、突如、この新たな主張を追加してきた。

日中共同声明により損害賠償請求権が放棄されているという主張は、決して新しい議論ではなく、これを攻撃防御方法とするかどうかは、もっと早い段階で十分に検討されていたはずである。被告は、故意又は重大な過失により、時機に後れて新たな抗弁を提出したものである。

この請求権放棄の問題は、日中共同声明に至った経緯などの事実関係からその趣旨を明らかにして解釈しなければ、当否を判断することができない。そのためには、原告らにおいて、さらに詳細な反論を行い、専門家の

意見書の提出や証人尋問などの立証活動をする必要があるから、訴訟の完結も遅延する³³⁾。」

② 被告

「5 日中共同声明による請求権の放棄

(1) 戦争賠償の請求権放棄

ア わが国の戦後処理の枠組みを決定した1951年(昭和26年)9月のサン・フランシスコ平和条約は、わが国が14条(a)、16条などに基づく条約上の義務を履行するのと引換えに、14条(b)で「連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」と規定した。

一般に賠償その他戦争関係から生じた請求権の主体は、国際法上の他の行為より生じた請求権の主体と同様、常に国家である。国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害であり、国家が相手国に対して固有の請求権を行使することになる。

戦争賠償の処理は、当然、国家とその国民の相手国とその国民に対する請求権の処理を含むが、14条(b)は、それを明確にするために、あえて「連合国及びその国民の他の請求権」という文言を挿入したものである。

イ 中国は当時の政治的状況や国際状況のため、サン・フランシスコ平和条約の当事国とならなかったため、中国との間の戦後処理については、1952年(昭和27年)4月、「中華民国」との間で日華平和条約が署名された。

日華平和条約は、11条で「日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする」と規定して、サン・フランシスコ平和条約14条(b)によるのと同様の請求権の放棄を定めた。

ウ 中華人民共和国との間では、1972年(昭和47年)9月、日中共同声明に署名がされた。そして、この「共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し」て、1978年(昭和53年)8月、日中平和友好

条約が締結されている。

日中共同声明では、1項で「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する」と規定されたうえで、5項で「中華人民共和国政府は、中日両国国民の有効のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と規定された。

この規定よりは、日華平和条約によるのと同じ処理をすることを意図したものである。すなわち、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた中国およびその国民の請求権は、法的には、日華平和条約により国によって放棄されているというのがわが国の立場であり、このような立場は共同声明によって変更されたものではない。

エ 原告らが主張する請求権は、日華平和条約11条とサン・フランシスコ平和条約14条(b)により、国によって放棄されているのであり、日中共同声明の5項にいう「戦争賠償の請求」は、そのような請求権を含むものとして、中華人民共和国が放棄しているのである。

(2) 時機に後れた攻撃防御方法でないこと

ア 被告のこの主張は、原告らと被告との間の法律関係への適用が当然問題となるサン・フランシスコ平和条約、日華平和条約、日中共同声明というわが国が締結した条約の意義について、説明するものである。

これらは、当事者の主張の有無にかかわらず、法令の適用の問題として、裁判所が当然に判断を要する事項である。そもそも、民事訴訟法157条1項の却下の対象となる防御方法の主張ではない。

イ 攻撃防御方法の提出が時機に後れたかどうかは、それぞれの事件の具体的な進行状況に即して判断すべきものである。

原告らは、平成9年9月22日付け準備書面で、この請求権の放棄について批判・反論をして証拠を提出し、平成13年12月17日の口頭弁論期日においては、政府見解を示す書証として、日本国駐中国大使館からの書簡も提出している。被告の主張は、このような原告らの反論に対する再反論として位置づけられるのであり、時機に後れたものではない。

ウ この主張について審理するには、既に申出がされている証拠以外に証拠調べを行う必要はなく、原告らは既に先行的に反論もしているから、訴訟の完結を遅延させることにはならない。³⁴⁾(傍点山手)

この被告国の主張(とくに傍点を付した部分)がどこまで客観的な妥当性を有するかについては、後に歴史的経緯を追究しながら分析するので、ここではこのまま前に進むことにしよう。

③ 判決

以上の原告・被告の主張に対して、裁判所は双方が予想だにできなかった判決を下した。

「第6 日中共同声明による請求権放棄について

1 被告は、1972年9月の日中共同声明が「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と規定して、日華平和条約によるのと同じ処理、すなわち、サン・フランシスコ平和条約14条(b)に従った解決をすることとしたので、「戦争の遂行中に日本国およびその国民がとった行動から生じた中国およびその国民の請求権」は中華人民共和国によって放棄されていると主張する。

しかし、本件で問題としているのは、日中共同声明以降の、それぞれの事故発生時までの継続的な不作為である。この不作為は、戦争の遂行中の行動ではないから、これによって生じた原告らの請求権は放棄されていない。

2 原告らの請求権が毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為によって生じたものと考えたとしても、その請求権が放棄されたというためには、遺棄行為が「戦争の遂行中に」行われたものであることが要件となる。

ところが、旧日本軍による毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為は、終戦後にも行われているのであり、本件の遺棄行為が戦争の遂行中に行われたものであることについての証明はない。

したがって、いずれにせよ、時機に後れた攻撃防御方法に当たるかどうか

かを問うまでもなく、被告の主張は失当である。³⁵⁾」

さて、この判決はいかに評価されるべきか。原告・被告双方の主張と全く異なり、両者の思いもしなかった意表を突いた判決である。日華平和条約および日中共同声明による請求権放棄を回避して、原告の請求権を肯定するために考えられた理論構成としてその意図はわかるが、しかし理論的には間違っ議論であると私は思う。何故ならば、

ア 判決は遺棄行為と独立して放置行為のみを法的評価の対象とし、かつ日中共同声明以降の事故発生時までの継続的な不作為を問題として、それは戦争遂行中の行動ではないから、請求権は放棄されていないという。たしかに国家賠償法第1条の適用上は、遺棄と放置とでは、前者は作為、後者は不作為というように行為の構造が異なり、行為の時期が前後して一致せず、これを行う主体が異なる場合も存在する。その結果、公権力を行使する国家機関に課せられる職務上の義務の内容を決定する際に準拠すべき法令も異なってくることもあるから、違法性の存否はそれぞれの基準に照らして別個に判断することには合理性がある。しかし、放置についての責任は、そのように遺棄と一応切り離して問題とされながら、根底においてなお原因行為たる遺棄と関連づけられている面がある。すなわち、本件のような作為起因性の不作為責任の性質について、人見剛教授は次のように説明しておられる。「これらの事案は、いわば『自ら蒔いた種を刈り取る責任が公の側にあるという事案』³⁶⁾、『自らの不始末の後始末をちゃんとつけていないことによる責任』³⁷⁾の事案であり、許認可申請の放置などの単純な不作為事例ではなく、また直接の加害者が別に存在する危険管理責任の事案とも異なるのである。むしろ、『部分的に観察すれば、権限不行使という不作為が存在するが、全体を見ると、行政の作為に起因する違法な状態や危険状態があり、これによって損害が発生しているという関係にあるため、全体としては、作為による損害惹起とみられる場合』³⁸⁾なのである。³⁹⁾」要するに、遺棄なくして放置はないのである。

なお、本件の場合には、たまたますべての事故が1972年の日中共同声明以後に発生しているが、第二次訴訟の場合には、前述のとおり1950年の事故による被害

が含まれている。裁判所は、1972年以前の事故、とくに上のように終戦後比較的早い時期のものについても同じ主張をすることができるであろうか。

イ 以上は日本の国家賠償法上の責任における遺棄・放置の考察であるが、原告の請求の第一番目の国際法違反を理由とする損害賠償請求では、日本軍の毒ガス兵器・砲弾の遺棄・隠匿・放置は一連の行為として問題とされている。この場合、国際法の国家責任論では、「国際違法行為に対する国家責任に関する条文」(2001年国連国際法委員会第43会期で採択)第15条の「全体として違法となる一連の作為又は不作為を通じての国の国際義務の違反」(合成的行為から成る違反)の問題として考察されることになる。そうすると、仮りに国際法違反と認定される場合には、「この場合、違反は、当該の一連の作為又は不作為の最初のものに始まる全期間に及び、並びに、これらの作為又は不作為が繰り返されかつ国際義務と一致しない状態が続く限り継続する」(同上第2項)ことになる。つまり、戦争中最初に遺棄が行われたときに違法行為が発生し、爾来違法行為が続いていると考えられることになる。

ウ 裁判官も遺棄を全く無視した理論構成に無理な点があることを意識してか、2で「原告らの請求権が毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為によって生じたものと考えたとしても」として、「その請求権が放棄されたというためには、遺棄行為が『戦争の遂行中に』行われたものであることが要件となる」が、遺棄行為は終戦後にも行われているのであり、本件の遺棄行為が戦争の遂行中に行われたものであることについての証明はない」といって、やはり請求権は放棄されていないとする。

しかし、日中共同声明による請求権放棄という国際法上の取り決めの場合、本件における事故を引き起こした個々の毒ガス兵器または砲弾そのものが、戦争中に遺棄されたか終戦後に遺棄されたかによって共同声明による「放棄」に含まれるか否かを区別する判決の論法はなじまない。終戦後にも遺棄されたとしても、戦争中にも遺棄されているのであれば、それで十分である。

エ それに、そもそも、「戦争の遂行中に」(in the course of the prosecution of the war)という言葉は、判決のように狭く解釈されるべきではない。「戦争」

は「戦闘」と異なり、国際法では、平和条約が締結されるまで「戦争」は続いているのである。そこまで開き直って言わなくても、常識的に言って、終戦後間もない期間に行われた兵器の遺棄行為は、戦争に付随して行われた行為として、平和条約第14条(b)項の意味における「戦争の遂行中に」行なわれた行為に入ると考えてよい。第二次大戦後のソ連による日本兵のシベリア抑留行為も、終戦後に行なわれたけれども、被抑留者の対ソ請求権は、日ソ共同宣言第6項の請求権の相互放棄規定によって、放棄されたものと裁判所も判示している。「上告人を含む多くの軍人・軍属が、……長期にわたりシベリア地域において抑留され、強制労働を課されるに至ったのは、敗戦に伴って生じた事態であり、このことによる損害は戦争により生じたものというべきである。……我が国が同宣言6項後段において請求権放棄を合意したことは、誠にやむを得ないところであった……。」(最高裁判所平成14年3月8日第二小法廷判決、傍点山手) 本件判決自身にも、「日本軍による毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為は、日本軍が戦争行為に付随して組織的に行った行為であり、国の公権力の行使に当たる」(判決正本34頁。傍点山手)という表現がある。戦争行為に付随して行なわれた行為は、「戦争の遂行中に」行なわれた行為であって、戦争に関連した賠償や請求権の対象となり、したがってまた放棄の対象となるのである。人びとがそう考えるからこそ、本件が戦後補償訴訟の一つとして争われることを誰も怪しまないのである。

以上のように見てくると、国内法的に一見精緻に見える判決の論理構成が、実は戦争処理における賠償・請求権放棄という国際法上の現象の分析としては、全く的外れなものであることがわかるであろう。

こうして、私は法律論としては、旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器および砲弾の事故による被害に対する請求権も、日華平和条約および日中共同声明によって放棄されていると考える。しかし、それにもかかわらず、私は結論としては、遺棄毒ガス兵器による被害に対する補償問題は、他の戦争被害の補償問題と切りはなして、法的義務ではなく人道的措置として、日本政府が中国政府と外交交渉を行って、2000人(中国側の主張)ともいわれる被害者全員に対するもの

として一括して一定の金額を中国政府に支払い、その配分は中国政府に任せるという解決をすべきであると考え。そして、これは、数千億円と予想される化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の回収・廃棄のための費用とも、区別して行なわれることが望ましい。

その理由は、次の三点にある。

ア 第一に、遺棄化学兵器による被害は、本件事例のように戦後何十年も経ってから発生し、また2003年8月4日チチハル市で起きた事故のように現在も発生し続け、さらに将来も発生する可能性がある被害であることである。その点、被害が過去(戦争中または戦後すぐ)に発生した他の戦後補償の事例と異なる。法律上請求権が放棄されているとしても、戦争が終わって半世紀も経った今日、不測の事故にあつて死亡したり重傷を負ったりする無辜の一般市民にとって、なんらの補償も受けられないということは理不尽以外の何ものでもないであろう。請求権放棄は放棄として、今日起こりつつある被害に対して人道的立場から対処する道を日本政府はさぐるべきではないか。

イ 第二に、中国遺棄化学兵器の処理は、わが国にとって、戦後処理のうち未解決になっている問題であると同時に、1997年以降は化学兵器禁止条約によって負う義務でもある。先にも触れたように、1997年4月29日に発効した化学兵器禁止条約(1992年11月30日国連総会で採択、1993年1月13日パリで署名式、日本は同日署名し1995年9月15日に批准書寄託)によって、日本は1925年1月1日以降に他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器(したがって第二次大戦終戦の前後にかけて中国領域内に遺棄した化学兵器)を、原則として条約の発効から10年以内に(すなわち1997年4月までに)、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供して、廃棄する義務を負っている(第1条3、第2条6、第4条6、検証附属書第4部(B)15)。そして、1999年7月30日日中両国政府は中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書に署名し、2000年から日本政府は中国政府の協力を得て発掘・回収作業を進めているが、作業は十分にはかどっているとは言えないのが現状である。もしこの作業が迅速に行なわれ⁴⁰⁾ていたら、あるいは防止し得た事故もあったかもしれない。化学兵器禁止条約

には遺棄兵器による被害に対する補償の規定はないが、今後この廃棄事業の一層の促進をはかるとともに、他方で事故による被害者に一定の実質的救済をはかることが、締約国としての日本の誠実な対応というものではないか。

ウ 第三は、政治的・政策的考慮である。後に詳しく述べるように、日華平和条約および日中共同声明によって、中国に賠償および請求権を全面的に放棄させた（役務賠償まで放棄させた）ことは、大局的にみて決して賢明な外交政策ではなかった。まず中華民国政府の放棄は蒋介石総統の寛容政策によって放棄されたものではなく、「国府側は対日戦争の最大の犠牲国である中国が賠償を放棄しては、中国の国民感情が許さないとして、賠償条項の存続を主張、日本側は大陸における中国の戦争損害については、この条約の適用範囲外のことだから削除すべきだと主張した⁴¹⁾」（傍点山手）のである。そして、戦勝国ながら今や台湾しか支配せず国際的に弱い立場にある中華民国政府が、せめて対日平和条約の発効前に調印して連合国の一員としての面子を保ちたいと締結を急ぐのに付け込んで、ついに全面放棄をのませた（対日平和条約第21条により中国に認められている第14条(a)項1の役務賠償まで放棄させた）のである（ところが、後に、日本は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、ヴェトナムとの間では賠償協定を締結し、ラオスとカンボディアとはこれらの国が賠償請求権を放棄したことを考慮して経済技術協力協定を締結した）。そして、今度は、中華人民共和国政府に対しては、「中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する」という中国側の提案に対してさえ、台湾との日華平和条約で請求権はすでに放棄されており、「日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。日本側提案のような法律的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しうると考えるので、この点について中国側の配慮を期待したい」と主張し⁴²⁾（日本側共同声明案の第7項は、「中華人民共和国政府は、日中両国国民の有効のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行なわないことを宣言する」と表現されていた）、結局「戦争賠償の請求を放棄する」という共同声明の表現となっ

た経緯がある（以上、傍点はいずれも山手）。

後に、1987年6月4日、鄧小平主任は矢野絢也公明党委員長に対して、次のように述べた。

「率直にいうと、日本は世界のどの国よりも中国に対する借りが一番多い国であると思う。国交回復の時、我々は戦争の賠償の要求を出さなかった。両国の長い利益を考えてこのような政策決定を行った。東洋人の観点からいうと、条理を重んじているのであって、日本は中国の発展を助けるために、もっと多くの貢献をすべきだと思う。この点に不満を持っている。しかし、この問題を高いレベルにまでは上げていない。⁴³⁾」

石井明教授は、この発言を評して次のように考察されている。「要するに、国交正常化時、賠償請求を見送ってやったのであるから、日本は中国の経済建設をもっと支援すべきだ、という趣旨に受け取れる。6月5日付『東京新聞』はこの鄧小平主任の賠償発言を中国の『庶民感情の正直な代弁』と評しているが、やはり鄧小平発言を支持する広範な層が存在しており、鄧小平発言は中国人の『本音』とみてよいと思われる。⁴⁴⁾今は少し変わってきているが、二、三年前までの中国は膨大なODA援助（1979年から2001年までで総額3兆円）を日本から受け取りながら感謝する風もなく、また90年代初めころから民間賠償要求運動が起こってきた背景にも、一つにはこの賠償の全面放棄（在中国日本資産の接収はあるが）に対する中国国民の屈折した不満が伏在することを見落としてはならない。

中華人民共和国が、日中共同声明によって、国民の被害を含む国家全体の被害について戦争賠償の請求を放棄したこと、法律的により正確に言えば、中国国家と国民の日本国家と国民に対する一切の請求権を放棄したことは、後に詳述するように歴史的事実であると私は考える。そして、このような賠償・請求権放棄は、サン・フランシスコ平和条約にはじまって、日華平和条約、日ソ共同宣言、日韓請求権協定等を含め、第二次世界大戦後の日本をめぐる戦後処理の基本をなすものである。もちろん、そのかわり、日本も相手国の戦争法規違反に対する請求権を放棄した。これらの基礎の上に今日の国際関係が築かれた

のであり、今になってこれを崩壊させるべきではないが、しかし中国における旧日本軍の遺棄化学兵器による事故については、上述ア、イの理由により人道的立場から救済措置をとることが日本戦後処理法体系を崩すことなく認められると思う。中国に遺棄した化学兵器の処理は、今日日本に残された最大の戦後処理問題である。最大の犠牲国中国国民の不満をこれ以上増大させないで解決したいものである。それと、日本の将来を考えると、米国について重要な中国との間には、長期的視点に立脚した良好な関係を維持する必要があるが、心配なのは江沢民政権下で増幅された中国国内の反日的民族主義のたかまりと、それに反発する日本国民の嫌中国感情である。ここで詳述するいとまがないが、胡錦濤主席を中心とする新しい中国政府との間に、遺棄化学兵器の処理という「負の遺産」の解決をむしろ前向きにとらえて、日中関係の再構築をはかるべきではないか。

新聞報道によると、2003年10月19日、北京の日本大使館は、8月に中国黒竜江省チチハルで起きた旧日本軍の遺棄化学兵器による事故（1人死亡、43人負傷）について、日本政府が中国政府に3億円を支払うことで両国政府が正式に合意したと発表した。合意文書では、3億円は「遺棄化学兵器処理事業にかかる費用」という名目で、中国政府は「この費用を関係諸方面に適切に配分する」ことになっており、一部が毒ガス事故の被害者や遺族に送られる見通しだ。したがって、被害者への実質的な賠償も行われることになる。文書はまた、日中両国政府がこれをもって「問題の最終的な解決を確認した」とし、遺族や被害者による賠償請求が将来において行われ⁴⁵⁾ないことも確認された。竹内行夫外務事務次官は20日夕の記者会見で、これについて「中国側と『遺棄化学兵器処理事業にかかる費用』として合意している。被害者個人への補償や代替措置ではない」と述べ、戦後補償には当たらないとの考えを重ねて強調した。竹内氏は「1972年の日中共同声明以降（中国側に賠償請求権が）存在していないことを両国間で明らかにしている」と指摘⁴⁶⁾した。

遺棄化学兵器処理事業にかかる費用という名目よりも、むしろ遺棄化学兵器による被害に対する人道的措置としての救済（法的賠償ではない）である旨を明

確にした方がよいと私は考えるが、それはともかく、⁴⁷⁾チチハル市の事故の被害者だけでなく、遺棄化学兵器の被害者全員について同様の措置をとることが両国政府の間で合意に達することを期待したい。

(7) 七三一部隊細菌戦訴訟控訴審の準備書面⁴⁸⁾

以上見てきたように、七三一部隊細菌戦訴訟の第一審(2002年8月27日判決)では、原告・被告国ともに請求権放棄の問題については何らの主張もせず、中国人強制連行京都訴訟(2003年1月15日判決)、遺棄毒ガス兵器・砲弾第二次訴訟(2003年5月15日判決)および同第一次訴訟(2003年9月29日判決)では、被告国の方は日華平和条約によって請求権は放棄されており、日中共同声明もこれを含んで請求が放棄されたという主張を展開したのに対し、原告側は京都訴訟ではそれと真っ向から対決しないで、ただ原告の訴訟提起遅延の正当化理由説明の関連でしかとり上げず、遺棄毒ガス兵器第二次、第一次訴訟ではそれを時機に後れた攻撃防御法であるとして却下を申し立て、正面切った論争を先送りしてきたが、本件控訴審でようやくこの問題について自己の主張を展開するに至った。しかし、率直に言って、論点が必ずしも十分に整理されていないように私は感じる。それと、訴訟代理人が京都訴訟、遺棄毒ガス第二次、第一次訴訟は尾山宏弁護士を中心とするグループであるのに対して(ただし、京都訴訟は地元の弁護士が多数参加しており、顔ぶれが大きく異なる)⁴⁹⁾、七三一部隊細菌戦訴訟は土屋貢献弁護士を中心とするグループであるが、両者の間にどの程度連携がとられているのか、余計なことであるが気にかかった。

それはともかく、本件控訴審では、控訴人(=原告)ら訴訟代理人が2003年4月21日付第1準備書面において原判決批判として請求権が解決されていない旨主張したのに対して、被控訴人(=被告国)指定代理人が同年8月4日付準備書面(1)において体系的に自己の理論を展開し、さらにそれに対して控訴人側が同年12月4日付第3準備書面で反論を加えている。

(i) 2003年4月21日付控訴人の第1準備書面

この第1準備書面は、「第2章 日本民法に基づく謝罪及び損害賠償請求」の中の「第4 『日中共同声明による解決』論について」(サイト判22-24頁)、

ならびに「第5章 立法不作為による謝罪及び損害賠償請求」の中の「第3 ハーグ条約第3条に基づく賠償請求権と日中共同声明における『賠償請求の放棄』について」, 「第4 ハーグ条約第3条に基づく個人の損害賠償請求権と日中共同声明」, 「第5 ハーグ条約第3条に基づく中国の損害賠償請求権と日中共同声明」(サイト判38-42頁)の2箇所、この問題を論じている。そして、どちらも原判決がハーグ条約第3条の規定を内容とする国際慣習法による日本の国家責任を認めながら、日中共同声明による戦争賠償の請求の放棄によって国際法上は決着しているとする解釈を誤りとして、本件細菌戦に対する被控訴人の国家責任は決着していないとするのであるが、その理由の説明は異なっている。

(A) まず、前者の第2章第4であるが、ここでは日中共同声明における「戦争賠償の請求を放棄」には、三つの問題点があるという。

- ① 日中共同声明では「請求権を放棄」とされていない。(傍点山手)
- ② 日中共同声明の「賠償請求の放棄」には個人の賠償請求権は含まれない。
- ③ 細菌戦被害の賠償請求は放棄されない。

①についての準備書面の説明は次の通りである。(ア) 1972年9月26日午前の外相会談における高島条約局長の発言、午後首脳会談における周恩来総理の発言等を経たやりとりのすえ「権」が削除された経緯、および9月30日の自民党両院議員総会での大平外相の説明から、「1972年当時の日本政府の立場としては、中華人民共和国には、放棄すべき『賠償請求権』はないという解釈だったのである」とする。[山手注—これはその通りである。しかし、そのことから、中華人民共和国もその解釈に同意したことをもちろん意味しないし、また客観的に中華人民共和国に賠償請求権が存在し、それを日中共同声明によって放棄したという解釈が国際法上成立しないことを当然に意味するわけでもない。] (イ) それでは、中国の対日戦争賠償請求権は1952年の「日華条約」によって放棄されたかといえ、それは日本側の解釈にすぎない。第一に、「サンフランシスコ対日講和条約は、中国の両政権とも参加しないまま締結されたため、同条約の賠償条項をはじめ対日講和における戦後処理の取り決めのすべてが、日中間の戦争処理に適用す

ることも基準にすることもできないことになったのである。」[山手注——これは間違い。サン・フランシスコ平和条約には中国に適用される条文があり、また日華平和条約の方でサン・フランシスコ条約の条文を援用ないし準用することも可能である。]

第二に、1952年2月20日から4月27日にわたる日華条約の締結交渉の際、「サンフランシスコ講和条約のような全面的な講和を求める台湾側に対し、日本政府は、講和よりも『修好条約』として簡素なものにすることを提案し、賠償に関する条項も削除することを求めていた。このような交渉での綱引きの結果、結局、日華条約本文には、賠償問題に関する規定がなく、その『条約の不可欠の一部をなす条項』としての条約議定書には、『中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サンフランシスコ条約第14条(a)1に基づき日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する』と記されることになった。すなわち、日華条約の全文と付属文書には賠償という文字さえもなく、台湾側が賠償請求権を放棄したと解釈されることとなったのである。」[山手注——これは一体何を言おうとしているのか。条約本文でなくても、議定書に「条約の不可分の一部をなす」賠償規定があれば法的効果は同じであるし、付属文書に賠償という文字さえないというが、付属文書の一つである「同意された議事録」の四には次のようなやりとりが記されている。「日本国代表——私は、中華民国は本条約の議定書第1項(b)において述べられているように、役務賠償を自発的に放棄したので、サン・フランシスコ条約第14条(a)に基き同国に及ぼされるべき唯一の残りの利益は、同条約第14条(a)2に規定された日本国の在外資産であると了解する。その通りであるか。中華民国代表——然り、その通りである。」(傍点山手)台湾側が賠償請求権を放棄したと、日本側が一方向的に解釈するようになったのではない。]

(ウ)日華条約については、日本政府は当初から適用範囲について限定的であるとはっきり認めている。(ここで、1952年6月26日の参議院外務委員会における曾祚益(右社)議員と吉田首相とのやりとり、1954年12月16日の衆議院外務委員会における並木芳雄(改進黨)議員の質問に対する下田条約局長の答弁引用。)日華条約はもともと無効であったとする中国側の理解と異なり、日本側は今でも日華条約がかつて有効であったとしている。しかし、その有効性は1952年8月5日(発効日)から1972年9月29日(日中国交正常化の日)まで

であり、その効力範囲は全中国ではなく、中国の一部である台湾地域にしか及ばない（日華条約交換公文第1号により）はずである。したがって、日華条約に基づく戦後処理の効力も、台湾地域にしか及ばず、日華条約によって、対日戦争賠償請求権の放棄がなされたとしても、それは台湾地域のそれに限定されたものでしかないのである。[山手注——たしかにこの主張は政府見解に対する有力な批判点であって、国際法的にも論争のあるところである。ただし、国際法上仮にこの主張が正しいとしても、それは日本政府の論理構成が崩れるだけのことであって、そのことによって日中共同声明によって中華人民共和国が戦争賠償請求権を放棄していないことを当然に意味するわけではない。]（エ）したがって、中国本土における対日戦争賠償請求権は、1952年日華平和条約によっても、1972年の日中共同声明によっても、決して放棄されていないのである。日中共同声明と日中平和友好条約によって、「国際法上は」「決着したものとわづらざるを得ない」とする原判決の理解は誤りであるといわなければならない。[山手注——この結論は、上に注記したところから明かなように、理由の説明が不十分で独断的すぎる。]

②の問題は、「戦争賠償請求の放棄」は、個人による請求までも含むのか、という点である。この点については、国家が個別の同意なく、個人のもつ賠償請求の権利を放棄できるはずがないことは、あえて多言を要しないところであり当然の道理であるが、1995年3月9日[ママ]の中華人民共和国銭副首相兼外相[ママ]の発言によって、個人請求権がいささかも放棄されていないことは確定していると考えてよい。原判決も、日中共同声明によって個人の請求権まで放棄されたといっているわけではないのである。[山手注——国家が国民の請求権を放棄できないとする主張は間違い。銭外相の発言は、全国人民代表大会の台湾省代表との会議における発言を日本の新聞記者が出席代議員の一人から取材した記事が出所で、これだけで結論は出せない。]

③の問題は、ここで中国政府が放棄したとされる「戦争賠償」の被害の範囲の問題である。戦争犯罪行為、とりわけ、細菌戦という人道に反する重大な戦争犯罪行為までも、中国政府が請求放棄＝免責したのかどうかである。

日中共同声明に先立ち、1949年8月12日に成立したジュネーブ諸条約とくに

「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第4条約)」第147条によれば、「殺人、拷問若しくは非人道的待遇(生物学的実験を含む)、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること」と重大な違反行為を規定し、生物学的実験を含む非人道的待遇等の重大な違反行為に対して、賠償請求の免責を禁止した(1953年日本国加入)。本件細菌戦のような「重大な違反行為」については、請求権を放棄できないのである。

本件の場合、中国政府が、日本に対する戦争賠償請求を放棄したのは、それによって日本国民を苦しめることが将来の友好の妨げになるという観点からである(周恩来首相発言引用)。したがって、そこで想定された賠償の内容は、戦闘行為に伴い中国が支出した戦費や、通常戦闘行為に伴う中国が被った物的損害などを念頭に置いたものであり、中国の民間人が被った個別の特別な損害などはもともと含まれていない。日本軍の将兵に対して比較的寛大であった中国政府も、戦争犯罪に対しては厳しく断罪する姿勢を示してきた。中華人民共和国成立後も、中国政府は、戦争犯罪に対しては、それを断罪する態度であり、十分な自己批判なしには、犯人を許さなかった。そうした中国政府の対応は、ハバロフスク裁判においても明確に現れている。決して、中国政府が、細菌戦被害についてまで、賠償請求を放棄したものではないことは明らかなのである。

この③の主張の後半は、このような間接的な証拠で、日中共同声明に合意した当時の中国政府が、細菌戦被害の賠償を放棄の対象から除外する意図であったことを証明しようとしても説得力に欠ける。それより理論的に重要なのは前半のジュネーブ条約云々の議論であるが、しかしこれは国際法の議論としては全くの間違いなので、その点を明確にしておきたい。

この「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」第147条[山手注——正しくは第148条]を根拠とする議論は、もともと戸塚悦朗教授が主張されてきた議論である。すなわち、教授は次のように論じられる。

「戦時における文民の保護に関する1949年ジュネーブ第四条約は、戦争

犯罪被害者の権利を締約国が被害国として放棄することも、加害国として自らの責任を逃れることも、共に禁止しており、仮に、日中共同宣言5条〔山手注——正しくは日中共同声明5項〕の宣言により、被害国側中国政府が被害者個人の賠償請求権を放棄したとしても、その宣言は無効である。また、このような宣言を受け容れた加害国日本政府も、宣言による放棄の有効性を主張できない。

根拠の第一は、1949年ジュネーブ第四条約148条の責任免脱禁止規定である。……同条は、『締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、又は他の締約国をしてその国が負うべき義務から免れさせてはならない。』とする。ここで前条とされたのは、147条で、重大違反行為を定義している。146条は重大違反行為を犯した個人を締約国が処罰すべき責務を定める。個人が処罰されるのに、重大違反行為を命じた国家が免責されるのは不合理であるところから制定された。^{49 a)}……」

そして、第147条によれば、「重大な違反行為とは、この条約が保護する人又は物に対して行なわれる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇（生物学的実験を含む。）、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること、被保護者を不法に追放し、移送し、若しくは拘禁すること、……」と定義されており、慰安婦制度や強制労働はこれに当たるから、それに対して日本の責任を解除することは許されないと主張されるわけである。そして、細菌戦が重大違反行為に当たることはいうまでもない。しかし、教授のこの主張は間違っていて、国際法上成立しえない議論である。条約は、遡及的適用を定めた規定がない限り、当該締約国に関して効力が発生した時点以後の行為に対してしか適用されないからである。したがって、1949年ジュネーブ第四条約第148条は、第二次世界大戦中の行為には適用がないのである。もっとも、第148条の規定が大戦前ないし大戦中存在していた国際慣習法を成文化したものに過ぎなければ、慣習法として適用があることになるが、同条は新しい規定である。

教授も、このことに気づいておられて、予防線を張る積もりか次のように言

われる。

「上記の法解釈に関して、幾つかの疑問が出されることを想定して、あらかじめ検討しておこう。

①上記ジュネーブ第四条約148条は、同147条を引用している。そこから、『同148条は、147条ができた1949年以降の重大な違反行為に関してだけ適用され、それ以前の行為については、適用されないのではないか』という疑問が提起されるかもしれない。オランダ国際法問題諮問委員会がこの点で消極的解釈をしている。しかし、148条は、147条によって定義された重大な違反行為がいつ起こされたものかについて時期を限定していない。従って、1949年以前の第二次大戦中の犯罪に由来するものであっても、147条の定義に当たる行為に関して生じたいかなる責任も、被害国であれ加害国であれ、およそ締約国は、1949年ジュネーブ第四条約が発効した後は、これを免れさせることも、またこれから免れることもできなかつたと解すべきであろう。^{49b)}」

条約法の基本原則を無視するこのような横紙破りの議論は、もはやまともな条約解釈の範囲を逸脱しているといわざるをえない。

(B) 次に、後者の第5章の第3、第4、第5であるが、ここでは問題を次のように立てている。

原判決は、細菌戦の事実とハーグ条約第3条に基づく被控訴人の国家責任を認めながら、日中共同声明によって「国際法上はこれをもって被告の国家責任については決着した」と判示した。しかし、この判決の解釈は誤りであり、本件細菌戦に対する被控訴人の国家責任は決着していない。

この問題を考察するにあたっては、2つの論点が存在する。第1は、ハーグ条約第3条の性質、すなわちハーグ条約第3条のもつ目的・趣旨と、賠償請求権が個人にあるのか国家にあるのかという問題であり、第2は、日中共同声明における「賠償請求の放棄」の意味、すなわちそこで放棄された賠償請求権の性格・範囲等の問題である。

原判決は、第1の論点については請求権は国家のみが有するという立場に立

ち、第2の論点については「賠償の請求を放棄」という文言の意味内容について全くはふれずに「日中共同声明によって決着がついた」と解釈してしまっている。

そこで以下、個人に請求権があるとする場合(①)と、国家(中国)に請求権があるとする場合(②)に分けて論述し、後者についてはさらにいくつかの場合に分けて、いずれの場合も被控訴人の国家責任は果たされていないことを主張する。

① ハーグ条約第3条は、被害者個人が、加害国に直接に損害賠償を請求する権利を定めたものである。国家の賠償請求権と個人の賠償請求権は、本来別個のものである。したがって、日中共同声明(第5項)で放棄されたのは、中国の国家としての賠償請求権であり、個人の賠償請求権はこれとは別に存続しているのである。中国政府は、前記第2章の第4で詳述したように、1992年以降繰り返し被害者個人の賠償請求権を放棄したわけではない旨述べている。このような条約当事国(中国)が公式に表明している解釈は尊重されるべきである。

② 仮に、ハーグ条約第3条に基づく国家責任について請求権の主体が国にあるとしても、日中共同声明において、本件被控訴人の国家責任は果たされておらず、決着はついていない。

この点については、日中共同声明によって放棄された賠償請求権の範囲を次の異なる3つの見解に則しながら検討する。

(ア) 第1は、放棄したのは戦費等の賠償請求権であり、ハーグ条約第3条に基づく賠償請求権は含まれていないとする見解である。この場合は、ハーグ条約第3条に基づく賠償請求権は中国政府に残っている。

(イ) 第2は、ハーグ条約第3条に基づく賠償請求権も含めて中国が放棄したとする見解である。この場合は、中国が放棄しうるのは外交保護権だけであり、本来の被害者個人の損害賠償請求権は存続する。

(ウ) 第3は、日中共同声明第5項の「戦争賠償」の中に、本件細菌戦に関する賠償請求権は含まれていないとする見解である。この場合は、本件細菌戦

に関する賠償請求権は現在も存続していることになる。

以下、詳述する。

(ア) 歴史的にみると、もともと戦勝国が敗戦国に要求する賠償は、戦争にかかった費用(戦費)の償還であった。ところが、ハーグ条約第3条が締結され、その後第一次世界大戦において、民間人の被害が大規模になったことから、従来の戦争賠償に加えて新たに「損害賠償」という考え方が導入されるようになった。

ヴェルサイユ平和条約(1919年)では、戦勝国の請求権のほかに、戦勝国民の請求権、敗戦国(ドイツ)の請求権(同439条)、さらに敗戦国民の「財産、権利または利益」に関する条項も明文で規定されている(同298条付属書二)。この同条付属書二は、「独逸国又は独逸国民は(中略)同盟国若は連合国を相手方として又は其の行政官若は司法官憲の為に又はその命令の下に行動したる者を相手方として請求又は訴訟を提起することを得ず」と規定している。これは、連合国などによって行われた作為または不作為によってドイツ国民に権利等が発生し存在すること、その権利等は本来訴訟等によって請求できることを前提として、上記条約によって訴訟の提起をできなくしたものである。

この事實は、ハーグ条約第3条が、戦争の勝敗に関係なく国及び国民の権利を創設したこと、そのために平和条約によってこれら請求権を消滅させる旨の具体的規定が必要になったことを意味する。第二次世界大戦におけるイタリアと連合国の平和条約でも、同条76条では、1項で「イタリア国は連合国に対するいかなる種類の請求権をもイタリア国政府又はイタリア国民のために一切放棄する」として請求権放棄を規定したうえで、2項で「この条の規定は、ここに上げられている種類の一切の請求権を完全かつ最終的に打ち切る。この請求権は利害関係者が何人であるかを問わず今後これを消滅させる」と規定する。ここでも、国民の請求権が存在することを前提に、これを将来に向かって消滅させる規定になっているのである。

このように、1907年のハーグ条約第3条創設以降は、国民個人の請求権が認められるようになり、その権利は裁判上で行使可能と考えられていたのであり、

これを消滅させるためには、条約にその旨明記されなければならないことになった。日中共同声明では、その旨の明記がないから、ハーグ条約第3条に基づく中国国民個人の請求権は放棄されていないのである。[山手注——傍点の部分の結論には論理の飛躍があるが、ハーグ条約第3条およびヴェルサイユ平和条約の賠償条項については別に論じたいので、ここではこれ以上触れないことにする。]

(イ) 仮に、日中共同声明でいう「賠償の請求の放棄」が、ハーグ条約第3条に基づく損害賠償請求権を含むものだとしても、ここで放棄されたのは中国の国家としての外交保護権であり、個人の請求権は国家によっては放棄されない。

原判決は、ハーグ条約第3条の権利の帰属主体について、「個人が他国の国際違法行為によって損害を受けた場合には、当該個人は加害国の国際責任を追及するための国際請求を提出し得る主体としては認められず、その個人の属する本国が、当該個人の事件を取り上げ外交保護権を行使することによって、自らに対する法的な侵害として引き受け、国家間関係に切り替えて相手国(加害国)に国家責任を追及するものと解されている」と判示している。この解釈に立つとしても、ハーグ条約第3条の本来の目的が、被害者個人に対する賠償にあり、国家は外交保護権を行使してそれを実現しようとするのであるから、国家が放棄できるのは、外交保護権であって、加害国に対する被害者個人の損害賠償請求権まで放棄することはできないのである。中国が外交保護権を放棄しても、被害者の救済という問題は残るのであり、被害者個人の賠償請求権が消えるものではない。ハーグ条約3条の上記性質論から、国家が外交保護権を放棄した場合には、個人が損害賠償請求権の主体となると解するのが自然である。

[山手注——原判決の解釈の立場に立つ以上は、このような立論は無理である。]

1992年4月の江沢民国家主席、1995年3月9日の銭副首相[ママ]の発言によって、中国政府が個人請求権を放棄の対象としていないことは明らかである。これにより中国政府が日中共同声明で放棄したのは外交保護権であると理解することができる。

サンフランシスコ平和条約第14条(b)項は、請求権に、①連合国のすべての賠

償請求権、②戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権、③占領の直接軍事費に関する連合国の請求権の3つの種類があることを示している。すなわち戦費などの償還として国家が直接受け取る賠償(①)とは明確に区別して、「連合国及びその国民の他の請求権」(②)を規定しているのである。この②の規定は、ハーグ条約第3条に基づくような、加害国の違法行為によって個人の受けた損害に対する賠償請求権を想定しているといえる。

その上で、同条約では一括して放棄する規定になっている。一括して放棄されているとはいえ、同条約で「国民の請求権」が規定されたことの意味は大きい。つまり、もともと国そのものが有している請求権(①)とは別に、ハーグ条約第3条に基づくような戦争法規に対する違反行為によって個人が損害を受けた場合は、個人の請求権が存在しており、国は外交保護権を行使して加害国に対して賠償を請求する権利をもつということになるのである。そして、前記ヴェルサイユ条約およびイタリアと連合国との平和条約では、国民の損害賠償請求権についても将来にわたって消滅することが明記されたが、サンフランシスコ平和条約ではこの点は明記されなかった。したがって、サンフランシスコ平和条約が「国民の請求権」を明記したうえで、これをも放棄するとしたのは、外交保護権を放棄するという意味をもつもので、国民の権利自体を消滅させるものではないのである。

サンフランシスコ平和条約締結時、オランダの外相の主張に対し、吉田首相は、1951年9月8日付書簡で、「オランダ国政府が示唆する如く、日本国政府が自発的に処置する事を希望するであろう連合国国民のある種の私的請求権が存在することをここに指摘します」と述べ、サンフランシスコ平和条約の賠償請求放棄条項[ママ]によっても、個人の請求権は残ることを認めたのである。その後、日本はオランダと1956年に議定書を結び、「第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がオランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の意を表するため」、民間抑留者の請求権の処理として1000万ドルを提供した。この経過から明らかのように、日本政府は、個人の被害に対する賠償の問題はサンフラン

シスコ平和条約によっても最終的に解決したわけではなく、「ある種の私的請求権」が残ることを認めていたのである。[山手注——この経緯の理解は不正確である。拙稿「日本の戦後処理条約における賠償・請求権条項」(1)『京都学園法学』35号(2001年12月)37頁以下参照。]

自国民が他の国の違法行為により損害を被った場合、本国国家が放棄できるのは外交保護権の行使だけであって、被害者個人の一身に専属する権利を消滅させるわけではないことは、たとえば日韓請求権協定との関連でも、1991年8月27日の参議院予算委員会における柳井俊二外務省条約局長の答弁に見られるように、日本政府でさえ認めているところである。

(ウ) 日中共同声明においては、以下の理由から本件細菌戦被害の問題は放棄の対象に含まれていなかった。

a. 本件細菌戦は、明白な国際法違反である上、被控訴人が意図的に計画し組織的に実行した戦争犯罪である。さらに、細菌戦の実行は、最初から非戦闘員たる一般住民を無差別大量に殺戮することを目的としており、いかなる意味でも正当化されえない行為である。このような違法行為によって中国の一般住民が被った損害については、いわゆる戦後処理として国家間で取り決められる通常の「戦争賠償」の処理の中には含まれない。日中共同声明において中国政府が放棄した「戦争賠償」は、通常の意味での戦争賠償に限られるのであり、本件細菌戦のような国際法違反の残虐な行為については、慰安婦問題と同じく含まれないと解するべきである。[山手注——これも一方的主張。従来いかなる違法行為の賠償も放棄の対象となりえた。]

b. 「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第4条約)」(1953年日本国加入)は、第147条で「この条約が保護する人又は物に対して行われる次の行為、すなわち、殺人、拷問若しくは非人道的待遇(生物学的実験を含む)、身体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を加えること」を「重大な違反行為」と規定し、第148条で「締結[約]国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締結[約]国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはな

らない。」と規定して、生物学的実験を含む非人道的待遇等の重大な違反行為に対して、賠償請求の免責を禁止した。日中共同声明は、上記第4ジュネーブ条約の締結以降であるから、本件細菌戦のような「重大な違反行為」については、請求権を放棄できないのである。[山手注——この主張の間違いについては上述した。]

c. もともと外交保護権が成立するためには、自国の国民が他の国の違法行為によって損害を受け、被害者が自国政府に訴えることが必要である。しかし、日中共同声明当時、本件細菌戦については、被控訴人の徹底した隠蔽行為によって、控訴人らは自分らの被った被害が日本軍の細菌戦によるものであることについて真実を知ることができなかった。したがって控訴人らは、自国(中国)政府に自らの細菌戦被害を訴えることもできなかった。

本件細菌戦に関する損害賠償請求は、日中共同声明時点では外交交渉の前提たる事実として認識されていなかったことから、放棄された「戦争賠償」からも除外されていた。[山手注——細菌戦について両国指導者が知らなかったことはありえないが、正常化交渉の中で具体的に言及されなかったことは事実である。しかし、それは他の戦争被害についても言えることで、当時戦争に関する被害全体を想定して賠償の放棄が観念され問題とされていたことは疑いがない。]

d. 日中共同声明は、その前文で日本側が「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」ことを前提として、第5項で中国側が「戦争賠償の請求を放棄することを宣言」したものである。ところが、日本国がとってきた実際の態度は、自らの責任を否定し、まったく反省せず、控訴人ら被害者をはじめ、中国の人々を深く傷つけるものである。本件細菌戦に関する被控訴人の態度は、日中共同声明の前提を崩す行為であり、少なくとも本件細菌戦に関しては、「賠償請求の放棄」は成立せず、除外されるといわなければならない。[山手注——これも条約解釈として無理な立論であるが、仮にこのような論法が認められるとしても、それを主張しうるのは中国政府であって、個々の国民ではない。]

(ii) 2003年8月4日付被控訴人の準備書面(1)

この準備書面の「第8 日中共同声明について」(サイト判31-41頁)において、国は極めて詳細かつ体系的に請求権放棄の問題に関する国の現在の考え方を展開している。私の手許にある資料でみる限り、このように詳細かつ体系的な説明は最初のものである。そして何故このような大議論を展開するのか、その理由は次の「本主張の主旨」からうかがえよう。

「仮りに控訴人らの主張する旧日本軍の行為により、控訴人らに何らかの請求権が成立したとしても、日本国と中華民国との間の平和条約(以下「日華平和条約」という。)11条及び日本国との平和条約(以下「サン・フランシスコ平和条約」という。)14条(b)により戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた中国国民の請求権は、国によって「放棄」されている。日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明(以下「日中共同声明」という。)5項にいう「戦争賠償の請求」は、かかる「請求権」を含むものとして、中華人民共和国がその「放棄」を宣言したものである。

したがって、このような請求権は、サン・フランシスコ平和条約の当事国たる連合国の国民の請求権と同様に、国によって放棄されており、これに基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅しているので、救済が拒否されることになる。

この点に関しては、平成14年4月26日、福岡地方裁判所において、日中共同声明について誤った理解の下に判断を下した判決(福岡地裁平成14年4月26日判決・判例タイムズ1098号267ページ。以下「福岡地裁判決」という。)が出され、また、控訴人らは、日中共同声明に関し、独自の主張を展開している(控訴人ら第1準備書面74ページ以下、128ページ以下参照)ことから、被控訴人は、本準備書面において、我が国の戦後外交の基礎をなす、「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」(以下「日中平和友好条約」という。)[山手注——むしろ日中共同声明とすべきではないか]及びサン・フランシスコ平和条約等に関し、その法的意義について明らかにすることにする。

なお、控訴人らが主張する損害賠償請求権は、国際法上も国内法上も法

的根拠を有しないというのが被控訴人の一貫した主張であり、日中共同声明に係る主張は、本件訴訟においては、予備的なものである。」(31頁)

国の現在の考え方の論理の組立てがわかるように最初に全体の目次を示した後、とくに「3 日中共同声明等に関する政府見解」、「4の(1) 第二次世界大戦後の賠償並びに財産及び請求権の問題の解決のあり方」と「4の(3) サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈」、「6 我が国と中国との間の戦後処理」、および「7 中国政府の見解について」の個所を全文引用することにする(他に、「2 福岡地裁判決について」のうち批判の部分は、すでに上述(1)中国人強制連行福岡訴訟の個所で引用した)。国の主張の要点は、サン・フランシスコ平和条約については、オランダ人捕虜・民間抑留者訴訟控訴審での2001年2月27日付準備書面で国がはじめて主張した平和条約第14条(b)項の請求権放棄条項を根拠とする理論(「救済なき権利」論)と、同年10月11日の同事件判決が戦後訴訟判決ではじめて展開した講和条件苛酷論⁵⁰⁾(14条(b)項における賠償・請求権の放棄も、日本側のこの過酷な条件遵守の見返りであるとする)であり、それに日中共同声明による中華人民共和国の対日戦争賠償の請求放棄は、日華平和条約による中華民国の対日賠償請求権の放棄を踏まえたもので、中国の国家および国民の日本国および日本国民に対する請求権を放棄したものであるという主張である。

「第8 日中共同声明について

- 1 本主張の主旨
- 2 福岡地裁判決について
- 3 日中共同声明等に関する政府見解
- 4 戦後処理の枠組みをなすサン・フランシスコ平和条約について
 - (1) 第二次世界大戦後の賠償並びに財産及び請求権の問題の解決のあり方
 - (2) サン・フランシスコ平和条約による解決の基本的内容
 - ア サン・フランシスコ平和条約の基本的内容
 - イ サン・フランシスコ平和条約における日本の賠償責任

- ウ サン・フランシスコ平和条約に基づき日本国がした賠償等
- エ サン・フランシスコ平和条約締結の事情
- オ 請求権放棄条項について
- (3) サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈
 - ア サン・フランシスコ平和条約14条(b)の法的効果
 - (ア) 連合国の請求権に対する効果
 - (イ) 連合国民の請求権に対する効果
 - (ウ) 直接適用の有無
 - イ 米国政府の意見等について
 - ウ サン・フランシスコ平和条約14条(b)の表現について
- 5 その他の戦後処理につて
 - (1) ビルマ連邦との関係について
 - (2) インドネシア共和国との関係について
 - (3) ラオスおよびカンボディアとの関係について
 - (4) 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦との関係について
 - (5) その他の諸国との関係について
- 6 我が国と中国との間の戦後処理
 - (1) サン・フランシスコ平和条約との関係について
 - (2) 日本と「中華民国」との間の処理について
 - (3) 日本と中華人民共和国との間の処理について
 - ア 日中共同声明署名に至る経緯について
 - イ 日中共同声明5項について
 - ウ 米国における裁判の推移等について
- 7 中国政府の見解について」

それでは、3、4の(1)と(3)、6および7を引用する。

「3 日中共同声明等に関する政府見解

我が国政府の見解は、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約その他二国間の平和条約及びそ

の他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところであり、これら条約等の当事国との間では法的に解決済みであって、日本と中国との間の請求権の問題についても、1972年(昭和47年)9月29日に署名された日中共同声明(同声明5項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」とされている。)発出後、個人の請求権の問題も含めて存在しておらず、このような認識は、中国政府も同様であると認識しているというものである。

このような政府の見解は、国会の審議など様々な機会に、繰り返し明らかにされているところであり(乙第47号証ないし第50号証)、また、日中共同声明については、「共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、」日中平和友好条約が締結されたものである(同条約前文。)(32頁)

「4 戦後処理の枠組みをなすサン・フランシスコ平和条約について

(1) 第二次世界大戦後の賠償並びに財産及び請求権の問題の解決のあり方

ア そもそも戦争による被害は、戦争の勝敗とは無関係に、戦争当事国のみならず、その当事国相互の国民の広範囲に発生するものであり、特に第一次世界大戦後の近代の戦争は、国家間の全面戦争の形態をとり、その被害は、全国民が被る結果となっている。

かかる戦争行為によって生じた被害の賠償問題は、戦後の講和条約によって解決が図られるが、一般的に賠償その他戦争関係から生じた請求権の主体は、国際法上の他の行為より生じた請求権の主体と同様、常に国家であり、例外的に条約で、被害者である国民個人に対して、請求権者として直接必要な措置をとる方法を設けた場合以外は、国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害であり、国家が相手国に対して固有の請求権を行使することになる(入江啓四郎・日本講和条約の研究248ページ参照・乙第51号証)。

第一次世界大戦後に締結されたベルサイユ条約においては、ドイツは、

交戦期間内に、陸上、海上及び空中の攻撃により同盟・連合国の国民やその財産に対して加えられた一切の損害を補償すべきものとされ（同条約232条）、国家間の賠償責任が認められたほか、混合仲裁裁判所の制度を規定し、国民個人がドイツに対して、混合仲裁裁判所に提訴して、個人的な物的損害の賠償請求をすることを認めた（入江・前掲日本講和条約の研究249ページ参照・乙第51号証）。

しかし、同条約による賠償責任は、単に同盟・連合国の被った損害を賠償させようという観念にとどまり、ドイツの経済能力などを無視したものであったため、賠償総額は巨額となり、その結果、ドイツ経済の破綻、ヒトラー政権の出現を招き、ベルサイユ条約そのものがかえって紛争の火種をその後に残す結果となった。

イ 第二次世界大戦後においては、このようなベルサイユ条約における失敗の反省から、戦後賠償問題の解決に当たって、当事国内部の利害を調整した上で、当事国が国家及びその国民が被った被害を一体としてとらえ、相手国と統一的に交渉することとして賠償問題に最終的な決着を図ることとし、その交渉の結果、締結に至る講和条約等は、戦後の国際的枠組みを構築する上で、適正かつ妥当な解決を目指すものと位置付けられ、当事国及びその国民の相互の真の意味での和解の印として、その後の当事国及び相互の国民の友好関係の基盤となることを目的とした。

そのため、このような講和条約の枠組みの下では、戦後賠償は、原則として国家間の直接処理、又は求償国内の旧敵国資産による満足の方法によることとして解決が図られ、個々の国民の被害については、原則として、賠償を受けた当該当事国の国内問題として、各国がその国の財政事情等を考慮し、救済立法を行うなどして解決が図られている（入江・前掲日本講和条約の研究250ページ参照・乙第51号証）。

なお、このような近代戦争における戦後処理の枠組みの在り方については、オランダ国民が第二次世界大戦中に日本軍の行為によって受けた被害について、日本国に対して損害賠償を請求した事案に関する東京高等裁判

所の判決(東京高裁平成13年10月11日判決・判例時報1769号61ページ)においても、「国家のみに損害賠償請求権を認めることによってこそ、賠償の問題を、被害者間に公平に、また、戦後世界の实情に即して適性に解決することができるというべきである。また、戦争による被害の解決というものは、戦争状態を終わらせて、戦争状態にあった国家及びその国民の間に平和的な関係を築くためにもされるのであるが、そのような公益を実現するためにも、国家が被害を一体としてとらえて、統一的に相手国に賠償を請求し、外交交渉を経て、合意に達することの方が、はるかにその目的に沿うのである。もし、被害者が、それぞれ個別に請求できるとすると、国家は、個別に委任を受けたものだけに限り、被害者を代理して相手国との交渉に望まねばならない。しかし、それでは、全ての被害者の被害について、一挙に解決することができない。そのために、戦争状態にあった国家及び国民の間で戦争状態を終わらせることが、極めて困難になるであろう。戦争状態の終結は、交戦当事者のみならず、多数の関係国とその国民にとっても必要なことである。それは戦後世界にとって、重要な公益であって、それが一部の者の私益を優先することによって、害されてはならない。そうすると、被害者個人に加害国に対する直接の賠償請求権を認めることは、かえって問題を複雑にするというべきである。」と判示され(該当箇所同号70ページ4段目から71ページ1段目)、同様の理解が示されている。」(32-33頁)

〔3〕 サン・フランシスコ平和条約14条(b)の解釈

ア サン・フランシスコ平和条約14条(b)の法的効果

連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権は、サン・フランシスコ平和条約により、完全かつ最終的に解決されたものであるが、その法的効果の内容は次のとおりである。

(ア) 連合国の請求権に対する効力

連合国が日本国及び日本国民に有していた請求権は、同条項によって放棄された。この請求権には、戦時国際法違反等による国際法上の請求権のみならず、各国国内法に基づく債権も含まれていた(同条約4条(a)参照)。

(イ) 連合国民の請求権に対する効力

サン・フランシスコ平和条約14条(b)の文言上、連合国民の請求権（債権を含む。）も連合国民によって「放棄」された。その法的意義は次のとおりである。

① まず、戦時国際法に基づくクレームについてみれば、連合国民が日本国の戦時国際法違反により損害を被ったとしても、国際法上、個人には法主体性が認められないのが原則であり、戦時国際法には例外的にこれを認める規定はないのであるから、連合国民は、戦時国際法違反を理由として、日本国に対して、もともと国際法上の請求を行うことはできない。

② 次に、各国国内法に基づく請求権ないし債権についてみれば、連合国民が各国国内法上日本国又は日本国民に対して有する請求権の平和条約による「放棄」がどのような意義を有するかは同条約の国内法的効力の問題であるが、我が国においては、平和条約の同条項によって、これらの請求権ないし債権に基づく請求に応ずべき法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。

すなわち、平和条約が各国国内法に基づく債権を含む請求権（同条約4条(a)）及び財産の問題を最終的に解決するために締結されたものであることからすれば（前記(2)ア）、上記請求権ないし債権について何らの処理をしなかったものと考えすることはできない。

そして、前記のオランダ代表と日本代表との交渉経過を見ると、我が国はオランダ政府に、条約の結果国民は請求権を日本国政府又は日本国民に対して追求してくることはできなくなるとの解釈を提示し（前記(2)オ(イ)）、これに対するオランダ代表の意見を踏まえ、最終的には、「日本国政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権」が残るとしても、平和条約の効果として「かかる請求権につき満足を得ることはできない」との解釈（前記(2)オ(ウ)）で決着し、平和条約締結の中心的人物であるダレス米国代表も「救済なき権利」として問題を整

理していたのである(前記(2)オ(イ))。

このような条約締結当時の経過からすれば、平和条約14条(b)にいう「請求権の放棄」とは、日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものとして、これを拒絶することができる旨が定められたものと解すべきである。

(ウ) 直接適用の有無

次に、同条項が我が国内の裁判所において直接適用できるかが問題となる。

条約の規定が我が国の裁判所において直接的に適用できるというためには、主観的要件として、条約締約国が国内において直接適用を認める意思を有していることが必要であり、客観的要件として、規定内容が明確であることが必要であるとされている(東京高裁平成5年3月5日判決・判例時報1466号53ページ参照)。

そこで、この点を14条(b)について見ると、前記平和条約の目的やオランダ代表と日本代表との前記交渉過程及びダレスの前記発言等から、締約国が、各国内において、同条項により、連合国民の日本国及び日本国民に対する請求を拒絶し得るものとする意思であったことが明らかであり、さらに、同条項の客観的な文言上も「放棄」という用語を用いて、当該請求を拒絶し得る法的効果を規定したことが明白かつ確定的に認められる。よって、同条項については、前記要件が充たされており、その内容を具体化する国内法を待つまでもなく、我が国の裁判所において直接的に適用が可能であることは明らかである。

したがって、我が国において、これに該当する裁判上の請求は、同条項の適用によって認容されないこととなる。

イ 米国政府の意見等について

(ア) このような平和条約による国家間の戦後処理が、請求権の問題の完全かつ最終的解決であることは、近時、米国において、第二次大戦中に、旧日本軍の捕虜となった元米国軍人らが日本企業の事業場で強制労働させ

られたと主張して、日本企業を被告として、米国内の裁判所に提訴した多数の損害賠償請求訴訟において、米国政府及び日本国政府が示した見解によっても明らかである。

この訴訟は、1999年7月15日、カリフォルニア州で成立した「補償に関して民事訴訟法に354節6項を追加し、即時に発効さすべき緊急性を宣言する法律」（提案者の名を採り「ヘイデン法」という。）に基づいて、連合国の元捕虜並びにフィリピン、韓国及び中国の民間人らが原告となり、日本企業を被告として提起された訴訟である。

ヘイデン法は、第二次大戦中にナチス政権又はその同盟国の支配下で強制労働させられた者が、その労働が行われた企業又はその子会社等に対して、2010年12月31日までの間、損害賠償請求訴訟をカリフォルニア州裁判所に提起できるという内容である（ヘイデン法の全文の日本語訳については、戸塚悦郎「戦後補償問題に踏み込む米国」法学セミナー538号76ページ）。

米国国務省は、2000年（平成12年）8月17日、北部カリフォルニア地区・サン・フランシスコ支部連邦地方裁判所〔ママ〕に対し、「利害関係声明書」を提出したところであるが、その意見書において、米国政府としての〔ママ〕サン・フランシスコ平和条約に関して、「1951年の日本国との平和条約の目的は、日本国の主権を回復し、日本国が共産主義の脅威に対して民主主義的市場経済として機能するようにし、日本国の政府及び国民に対するすべての請求権を解決し、連合国及びその国民に対する日本のすべての潜在的な請求権を解決することであった。本裁判所で係争中の訴訟において原告が主張しているような将来の戦争賠償又はその他の戦争関連の請求権の可能性を条約が残していたとしたら、これらの目的はいずれも達成することができなかったであろう。この理由から、条約は、条約に別段の定めがある場合を除き、第二次世界大戦中の行為から生じた日本国及びその国民に対する連合国及びその国民のすべての請求権を放棄するように特に起草されたのである。」との意見を示した（前掲米国政府「利害関係声明書」邦訳26ページ、乙第53号証）。他方、日本国政府も、同訴訟において、

2000年(平成12年)8月8日、「元米国捕虜等による日本企業に対する訴訟に関する日本国政府の見解」として、米国政府と同様の見解を示したところである(2000年8月8日付け元米国捕虜等による日本企業に対する訴訟に関する日本国政府の見解・乙第60号証)。

(イ) これら両国政府の見解を受けて、同裁判所は、同年9月21日に、原告らの訴えを却下する判決を下した(乙第61号証)。

その判決の中で、サン・フランシスコ平和条約14条(b)に関し、「日本との平和条約は、本件訴訟において原告が主張している請求のような将来の請求を無効にする限りにおいて、原告の完全な補償を将来の平和と引き換えたのである。歴史はこの取引が賢明であったことを証明している。純粋に経済的な意味における原告の苦難に対する完全な補償は、旧捕虜および他の無数の戦争生存者に対しては拒否されたが、自由な社会およびより平和な世界における彼ら自身の計り知れない生命の恵みと繁栄は、賠償という負債に対する利息の支払となっている。」と判示している(乙第61号証邦訳12ページ)。

同裁判所は、その後、他の原告らの訴えを全て却下する判決を下したため、原告らは連邦控訴裁判所に控訴したが、2003年(平成15年)1月21日、同高裁は、28件の日本企業を被告とする訴訟について、ヘイデン法は連邦政府の排他的外交権限を侵し違憲である旨判示して、原告らの控訴を全て却下する判決を下した(乙第62号証)。

また、カリフォルニア州裁判所に係属していた事件のうち、元米兵捕虜が原告となり、被告三菱マテリアルほか被告として提起された強制労働による損害賠償請求事件について、カリフォルニア州控訴裁判所は、2003年(平成15年)2月6日、連合国の国民の請求権はサン・フランシスコ平和条約14条(b)によって解決済みであるとして、原告らの訴えを却下する判決を下した(乙第63号証)。

このように日本国政府の見解は、米国政府の見解と一致するものであり、米国の裁判所においても、支持されている。

ウ サン・フランシスコ平和条約14条(b)の表現について

(ア) サン・フランシスコ平和条約14条(b)においては、上述の2000年（平成12年）9月21日の北部カリフォルニア地区・サン・フランシスコ支部連邦地方裁判所〔ママ〕によって下された判決にあるとおり、「この条約に別段の定めがある場合を除き」との規定を除き、請求権の放棄について何らの条件的な文言又は制限を含んでいないことから、14条(b)により、連合国が放棄した連合国及び連合国国民の日本国及び日本国民に対する請求権は、極めて明確かつ広範なものである。

(イ) なお、14条(b)の「連合国のすべての賠償請求権」のみならず、「戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権」と規定された理由について、昭和26年11月9日の参議院の「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」において、西村熊雄外務省条約局長は、次のように答弁している。

すなわち、岡本愛祐議員の「そこでこの（b）項について伺っておきたいのですが、これは連合国の賠償請求権とありまして、連合国国民のというのが抜けておるのでありますが、それはどういうわけで抜かしたのか。或いは『及びその国民の他の請求権』というのでカバーをされるのか、その点を伺っておきます。」との質問に対し、西村条約局長は、「両者を含む意味でございます。」と答弁し、さらに、岡本議員の「両者を含むというのは、或るところでは書き分け、或るところでは書き分けていないのはどういうわけですか。」との質問に対して、西村条約局長は、「大体政府と国民とを総括的に申すときに、日本国と言ひ、又は連合国と言うのが條約上の慣行でございます。ときによってその慣行が貫かれていない点がありますのは、こういうふうな五十カ国相手の交渉でございますして、各国の提案を寄せ集めた複合的條約になり、首尾を一貫することができなかつた節が間々あるのは、止むを得ない次第でございます。」（下線引用者）と答弁している。

そして、14条(b)に、「連合国のすべての賠償請求権」の他、「連合国及び

その国民の他の請求権」も規定された理由について、西村条約局長は、「その点は3月の原案では連合国の賠償請求権だけあったのであります。それに対しまして、私どものほうから、それでは範囲が不明確であると主張いたしまして、戦争遂行中日本国又は日本国民がとった行動から生じた連合国政府又は連合国民の請求権という文句が入った次第でございます。連合国の賠償請求権というだけでは誤解が生じやすいから、誤解を避ける意味において、明確にしてもらったところでございます。」と答弁している(乙第64号証)。

このように、戦争賠償の処理は、当然、国家及びその国民の相手国及びその国民に対する請求権の処理も含むが、14条(b)については、それを明確にするために、あえて「連合国及びその国民の他の請求権」という文言を挿入したにすぎない。(35-37頁)

〔6 我が国と中国との間の戦後処理〕

日本と中国との間においては、戦争状態の終結、賠償並びに財産及び請求権の問題の解決については、当時の複雑な国際情勢を反映して紆余曲折があったが、両国政府の努力によって、サン・フランシスコ平和条約における戦後処理の枠組みと同様の解決が図られたものである。

(1) サン・フランシスコ平和条約との関係について

ア 中国は、連合国の一国として、サン・フランシスコ講和会議に招待されるべきであったが、昭和24年の中華人民共和国政府の成立や同25年の朝鮮戦争のぼっ発など当時の政治的及び国際状況のために、中華人民共和国政府及び「中華民国」政府のいずれも講和会議には招待されなかった。

しかし同条約21条は、「この条約の第25条の規定にかかわらず、中国は、第10条及び第14条(a)2の利益を受ける権利を有」するものとされ、条約の当事国とならなかった中国も、中国領域内にある日本国及び日本国民の資産の処分が認められた(同条約14条(a)2)。中国は、1945年(昭和20年)10月に、「日僑財産処理弁法」を公布して、その領域内にある日本人の財産を没収した(毎日新聞社編・対日平和条約234ないし235ページ・乙第65号証)。

1946年（昭和21年）9月、外務省及び大蔵省の共管で設置された在外資産調査会による「我国在外財産評価額推計」によると、終戦当時、中国に存在した日本財産の規模は、台湾425億4200万円、中華民国東北1465億3200万円、華北554億3700万円、華中、華南367億1800万円と報告されている（塚本・前掲調査と情報228号7ページ・乙第56号証）。ちなみに、昭和21年度の我が国一般会計の歳入は、1188億円余りであり、又同年度の我が国の国民総生産は、4740億円余りであった（前掲日本統計年鑑359、364ページ・乙第54号証）。

イ なお、中国について、平和条約による最終的な賠償の前に、1945年（昭和20年）12月のアメリカ大統領に対する中間賠償計画に関する勧告案（いわゆる「ポーレー中間案」）に基づき、いわゆる中間賠償が行われている。

これは、日本の非軍事化を目的として、余分な工業施設（資本設備）を撤去し、それを特にアジア近隣諸国に対する賠償の一部に充てるというものであり、1950年（昭和25年）5月までに、合計4万3919台の工場機械等が梱包撤去され（芳賀四郎編・日本管理の機構と政策379ページ・乙第66号証）、その引き渡した物件の評価額の合計は、昭和14年の円価格で1億6500万円、当時のドル価格に換算して約4500万ドルであったが、その引取国別評価額のうち、中国が54.1パーセントを占めていた（塚本・前掲調査と情報228号6ページ）。

(2) 日本と「中華民国」との間の処理について

我が国と中国との間の戦後処理については、1952年（昭和27年）4月28日、我が国は、「中華民国」との間で、「日本国と中華民国との間の平和条約」（以下「日華平和条約」という。）に署名した。

この条約は、その前文にあるように、「歴史的及び文化的のきずなど地理的の近さとにかんがみ、善隣関係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに国際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要である」という認識の下に、両国間の戦争状態を終了させ、賠償及び

戦争の結果として生じた諸問題を解決したものである。

すなわち、我が国に対する賠償請求権については、同条約の議定書1(b)で、「中華民國は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ平和条約第14条(a)1に基き日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。」と規定し、これにより、サン・フランシスコ平和条約14条(a)1に規定する賠償請求権を放棄した。

そして、「中華民國」代表と日本国代表との間の「同意された議事録」[の]4により、「中華民國は本条約の議定書第1項(b)において述べられているように、役務賠償を自発的に放棄したので、サン・フランシスコ条約第14条(a)に基き同国に及ぼされるべき唯一の残りの利益は、同条約第14条(a)2に規定された日本国の在外資産である」とされ、サン・フランシスコ平和条約21条に基づき、中国が、同条約14条(a)2の利益を受ける権利を有することについても確認された。

そして、日華平和条約11条は、「この条約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除く外、日本国と中華民國との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。」と規定しているところ、この規定にいう「サン・フランシスコ条約の相当規定」には、14条(b)及び19条(a)も含まれるから、この規定に従って、日本国及びその国民と中国及びその国民との間の相互の請求権は、上記のサン・フランシスコ平和条約14条(a)1に基づく賠償請求権と併せて、同条約14条(b)及び19条(a)の規定により、すべてが放棄されたことになる。

その法的効果は、前記4、(3)アで述べたとおりである。すなわち、日華平和条約11条、サン・フランシスコ14条(b)により、日本国及び日本国民が中国国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものとして、これを拒絶することができるのであり、その内容を具体化する国内法を待つまでもなく、我が国の裁判所において直接的に適用が可能であるから、裁判上の請求は、同条項の適用によって認容されないこ

ととなる。

(3) 日本と中華人民共和国との間の処理について

ア 日中共同声明署名に至る経緯について

「日華平和条約」締結後20年を経て、日本国政府は1972年（昭和47年）に共同声明に署名した。共同声明の交渉過程において問題となった点の中に、戦争状態の終了や賠償並びに財産及び請求権の問題がある。これらの問題は、日華平和条約についての両国の立場の違いに起因するものであるが、困難な交渉の結果、以下に述べるとおり、共同声明は、両国の立場それぞれと相いれるものとして作成されている。

例えば、戦争状態の終了については、日華平和条約1条において、「日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。」と規定されているとおり、日中間の戦争状態は、日華平和条約により終了したというのが、我が国の一貫した立場である。これは、戦争状態の終了は、一度限りの処分行為であり、法的には、当時中国を代表する合法政府であった中華民国政府との間で、国と国との関係を律する事項として処理済みであるという考え方に基づくものである。これに対して、中華人民共和国は、日華平和条約は当初から無効であるとの立場であり、我が国の考え方とは基本的に異なるものであった。戦争状態の終結の問題は、このような日中双方の基本的立場に関連する困難な法的問題であったが、日中双方の交渉努力の結果、共同声明1項において、「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。」と規定されることとなった。「不正常的な状態」とは、これまで我が国と中華人民共和国との間の国交がなかった状態を指すというのが我が国の理解であり、日中間の戦争状態は日華平和条約によって終結しているとの立場と何ら矛盾しない。このような表現について、日中関係がいかなる意味においても正常化されたという点についての日中双方の認識の一致を図ったものである。

イ 日中共同声明5項について

賠償並びに財産及び請求権の問題についても、戦争状態の終結と同様、このような一度限りの処分行為については、日華平和条約によって法的に処理済みであるというのが、我が国の立場であり、日華平和条約の有効性についての中華人民共和国との基本的立場の違いを解決する必要があった。この点についても、日中双方が交渉を重ねた結果、共同声明5項においては、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」旨規定されている。日中両国は、互いの立場の違いを十分理解した上で、実体としてこの問題の完全かつ最終的な解決を図るべく、このような規定ぶりにつき一致したものであり、その結果は日華平和条約による処理と同じであることを意図したものである。すなわち、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた中国及びその国民の請求権は、法的には前述のとおり、日華平和条約により、国によって放棄されているというのが我が国の立場であり、このような立場は共同声明によって変更されているわけではない(竹中繁雄外務省アジア局審議官の平成4年4月7日参議院内閣委員会での答弁参照・乙第49号証7ページ2, 3段)。

したがって、共同声明5項は「戦争賠償の請求」のみに言及しているが、ここには先の大戦に係る中国国民の日本国及び日本国民に対する請求権の問題も処理済みであるとの認識が当然に含まれている。この点については、中国政府も同様の認識と承知している。

このように、共同声明は、我が国の立場と相いれるものとして作成されたのであり、共同声明5項の表面上の文言のみをとらえて中国国民の国内法上の請求権に基づく請求に応じる義務が日本国及びその国民にあると主張することは失当である。

ウ 米国における裁判の推移等について

中国との間では請求権の問題が完全に解決していることについては、強制労働に関し、日本企業が提訴された米国における訴訟において、我が国

政府としての見解を、2000年（平成12年）11月17日「サン・フランシスコ平和条約非締約国の国民による日本企業に対する訴訟に関する日本国政府の見解」として表明したところである（乙第67号証）。

また、中国人を含むいわゆる元従軍慰安婦15名が、日本国を被告として、コロンビア特別区連邦地方裁判所に提起した損害賠償請求訴訟において、同裁判所は、2001年（平成13年）10月4日、「フィリピンを含む連合国、中国及び韓国等との戦争請求権の解決の歴史は複雑である。1951年の日本との平和条約は、全ての『戦争遂行中に日本国及びその国民がとった行為から生じた連合国及びその国民の他の請求』を解決したのである。……特に韓国及び中国との間は、戦争請求権を処理するための別途の合意の交渉を行った。原告が提起している『慰安婦』についての請求は、特にこれらの条約等において明示的には言及されなかったのであろうが、戦争後に締結された一連の条約が日本に対する全ての戦争請求権の解決を目的としていたことは明確である。原告は半世紀近く後に、これらの議論を再開しようとしているが、本法廷はその適当な場ではないことに疑問の余地はない。第二次世界大戦後の日本との間の合意や条約が政府と政府と [の] レベルで締結されたように、『慰安婦』の請求も政府間で直接に処理されるべきである。」と判示し、原告らの訴えを却下した（乙第68号証）。」（38-40頁）

「7 中国政府の見解について

以下に述べるとおり、中国政府の認識も、先の戦争に係る日中間の請求権の問題は、中国国民及びその財産に関するものも含めて、日中共同声明発出後存在していないという我が国政府と同様のものであることは明らかである。

(1) 1995年（平成7年）5月3日、陳健中国外交部新聞司長は、記者から「国交正常化以来、中国政府は、日本に対する賠償請求を正式に放棄したが、最近民間組織が賠償請求を提起している。これに対する見解如何。」と問われたのに対し、「賠償問題は既に解決している。この問題におけるわれわれの立場に変化はない。」旨発言している（乙第69号証）。

(2) また、銭其琛外交部長自身、1992年(平成4年)3月の記者会見において、記者より民間賠償請求の動きについての考え方を問われたのに対し、「戦争によってもたらされた幾つかの複雑な問題に対し、日本側は適切に処理を行うべきである。」と述べつつ、戦争賠償の問題については、「中国政府は、1972年の日中共同声明の中で明確に表明を行っており、かかる立場に変化はない。」と表明している(乙第70号証)。

(3)1998年(平成10年)12月の香港における報道によれば、唐家璇外交部長は、記者から、中国政府の民間人の対日賠償請求について質問された際、「中国の対日賠償請求問題は、既に解決済みであり、国家と民間(国民)は一つの統一体であるので、民間(国民)の立場は、国家の立場と同じであるべきである。」と述べている(乙第71号証)。

以上にかんがみれば、先の戦争に係る日中間の請求権の問題についての日中間の認識は一致していると考えべきである。(40-41頁)

さて、問題は、上記6の(3)の「イ 日中共同声明5項について」の国の主張が客観的にみてどこまで説得力をもっているかであるが、私の見解は歴史的考察の上で述べるとして、次に控訴人側の第三準備書面における批判を見てみよう。

(iii) 2003年12月4日付控訴人の第3準備書面

控訴人ら訴訟代理人は、本準備書面の「第4章 日中共同声明に関する被控訴人の主張に対する反論」(サイト判11-18頁)において、上記被控訴人の準備書面における主張に反論を加えた。

控訴人らは、被控訴人の主張は次のような段階論法で中国国民の請求権も放棄されたとするものであると見る。①1951年に締結(発効は1952年4月28日)されたサンフランシスコ平和条約14条(b)によって、連合国の国家としての請求権だけでなく、連合国国民の請求権も連合国によって「放棄」された。②1952年に締結された日華平和条約11条は、「この条約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サンフランシスコ条約の相当規定に従って解決するものと

する」と規定しており、これによって中国及びその国民の請求権も放棄された。

③1972年の日中共同声明5項にいう「戦争賠償の請求」は、「日華平和条約による処理と同じであることを意図したものである。」「したがって、共同声明5項は、『戦争賠償の請求』のみに言及しているが、ここには先の大戦に係る中国国民の日本国及び日本国民に対する請求権の問題も処理済みであるとの認識が当然に含まれている。」

そして、この被控訴人の主張が成り立つためには、第1に、サンフランシスコ平和条約14条(b)の条文によって、被害国国民、被害者個人の請求権は完全に消滅したこと。第2に、日華平和条約は、サンフランシスコ平和条約の枠内で締結された中国の合法政府との有効性をもつ講和条約であること。第3に、日中共同声明は、日華平和条約を受け継ぐものであること、の3点が前提とされる。しかし、上記3点の解釈はいずれも誤っているとして、以下のように論ずる。

① サンフランシスコ平和条約14条の解釈について (12-14頁)

同条約の14条及び16条によって、第二次世界大戦において被控訴人国が連合国およびアジア、世界に与えた損害と苦痛の大きさにかんがみられた場合、異例ともいえる賠償の軽減・放棄が行われたのである。ここで考慮しておかなければならないことは、被控訴人の戦争によって、最大の損害と苦痛を被ったのは中国・中国国民であるという点である。1949年に革命政権の成立した中国はアメリカの反共政策によりサンフランシスコ平和条約からは排除されていたが、上記14条は、中国及び中国国民にとって到底容認されないものであったことは明らかである。

被控訴人は、ベルサイユ条約の失敗の反省から、第二次世界大戦後の講和においては、「適正かつ妥当な解決を目ざすものとして位置づけられ」、その結果、「戦後賠償は、原則として国家間の直接処理、又は求償国内の旧敵国資産による満足の方法によることとして解決が図られ、個々の国民の被害については、原則として、賠償を受けた当該当事国の国内問題として、各国がその国の財政事情等を考慮し、救済立法を行うなどして解決が図られている」と主張する。

しかし、周知のように、サンフランシスコ平和条約は、第二次世界大戦後のアメリカとソ連の冷戦構造、さらに1949年の中国革命政権の成立、1950年の朝鮮戦争の勃発という国際情勢の中で、アメリカの反共政策にもとづいて推し進められた講和であった。同14条における賠償の軽減も、冷戦構造の中での日本の戦略的位置からとられた措置であった。こうしてアメリカの講和政策は、本来の戦争処理という目的とは離反し、日本を経済的軍事的にいわゆる「西側陣営」に取り込むことを目的としたものとなる。その結果、サンフランシスコ平和条約14条における賠償の軽減・放棄が図られたのである。

同14条で「国民の請求権」までが放棄されたのは、被控訴人が主張するように、個人の請求権を認めると賠償額が巨額になるからというようなことではなく、第二次世界大戦後のアメリカの世界政策、アジア政策に基づいて行われたものであり、もっぱらアメリカ主導で行われた対日講和において、個人の請求権は、アメリカの国益のために犠牲にされたというべきである

被控訴人は、サンフランシスコ平和条約に基づいて日本は連合国に対して多額の支払いを行っている」と主張し、同14条(a)1に基づく役務賠償、同14条(a)2に基づく連合国内の資産没収(約40億ドル)、同16条に基づく中立国の資産没収(450万ポンド)などをあげつらっているが、被控訴人はなぜこのような主張をするのか。その理由は、被控訴人第1準備書面で引用されている吉田茂首相の演説に示されている。吉田は次のように、日本が多大な領土と資産を失ったと言っている。「日本はこの条約によって全領土の45パーセントをその資源とともに喪失するのであります。」「この平和条約は、莫大な在外資産を日本から取り去ります。条約第14条によれば戦争のために何の損害も受けなかった国までが日本人の個人財産を接収する権利を与えられます。」

しかし、ここで吉田がいう「45パーセント」とは、日本が侵略、略奪し、植民地化した他国の領土である。「莫大な在外資産」とは、植民地、占領地において他国の国民の犠牲のうえに築き上げた財産である。被控訴人が現時点において、上記吉田演説を引用して、賠償問題について「誠実に対応してきた」と主張する姿勢には、侵略戦争に対する反省はまったくみられず、日本を多大な

賠償を支払わされた被害者として描き出そうという意図がうかがわれる。この点もまた、国際常識から余りにもかけはなれた被控訴人の意識を示している。

被控訴人は、サンフランシスコ条約締結時のオランダとの交渉過程を示し、「最終的には、『日本国が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権』が残るとしても、平和条約の効果として『かかる請求権につき満足を得ることはできない』との解釈で決着」したと主張する。さらに、この問題は、「平和条約締結の中心人物であったダレス米国代表も『救済なき権利』として問題を整理していた」ことを「決着」の根拠としてあげている。

しかし、被控訴人が示している資料によっても、最終的には、日本側の1951年9月8日付（平和条約締結当日）のオランダ宛書簡で、日本側の一方的な見解が示されているだけであって、オランダ側が納得したという証拠は示されていない。また、アメリカは、当時の国際情勢から、同条約14条の賠償請求権放棄を連合各国にのませたうえで、平和条約の締結を急いでいた。オランダが最終的に納得しなかったにもかかわらず、調印したのは、当時の国際的力関係の中で、アメリカの圧力に屈したという見方が成立するであろう。

日本側は、「ある種の私的請求権」を認めざるをえなかったのであるが、それが「救済なき権利」であり、「請求に応ずる法律上の義務が消滅したもの」であるとする解釈は、当時の国際情勢に規定され講和を急いでいたアメリカの全権大使ダレスの言葉によるものであり、現時点においてはその解釈の根拠は薄いものでしかない。

おおよそ以上のごとく論じて、第3準備書面は、「被控訴人の、『日中共同声明によって中国国民の請求権も放棄された』という主張の前提である、『サンフランシスコ平和条約14条によって個人の請求権が完全に消滅した』という被控訴人の解釈は成り立たないものである」と結論する。イデオロギー批判ないし政治論として読めば理解しうる点もあるが、法律論としては決め手に欠ける感は否めない。最後の1951年9月8日付日本側書簡が一方的なものに過ぎないというが、しかしオランダ側書簡の主張が日本はもちろん他の締約国の同意を

得たものでないことも明かである。なお、「14条によって個人の請求権が完全に消滅した」と被控訴人が解釈しているという前提で批判しているが、当否は別として被控訴人はそうは主張しておらず、相手の主張を正確に理解した上で攻撃をすべきではないか。

② 日華平和条約の解釈について(14-16頁)

被控訴人は、「日本と中国との間においては、戦争状態の終結、賠償並びに財産及び請求権の問題の決着については、当時の複雑な国際情勢を反映して紆余曲折があったが、両国政府の努力によって、サンフランシスコ平和条約における戦後処理の枠組みと同様の解決が図られた」と主張する。このいわゆる「サンフランシスコ平和条約枠組み論」の根拠として、被控訴人は日華平和条約を、「法律的には当時中国を代表する合法政府であった中華民国政府」との間で締結した有効な平和条約であり、日華平和条約がサンフランシスコ平和条約の枠組みで締結されたという解釈を示している。

ここでは2つの問題、すなわち第1に日華平和条約11条(サンフランシスコ平和条約の準用)等賠償請求権放棄の問題と、第2に日華平和条約の有効性の問題から、被控訴人の主張が成立しないことを明らかにしていく。

ア 日華平和条約における賠償請求権の放棄について

日本政府は、蔣介石政権の弱みにつけこむ形で「賠償請求権の放棄」を迫り、日華平和条約11条(サンフランシスコ平和条約準用)に加え、サンフランシスコ平和条約14条(a)1の役務賠償の放棄までも要求した。その結果、日華平和条約議定書1(b)で、役務賠償の放棄が規定された。蔣介石側は最後まで、この放棄に難色を示したが、1952年4月28日サンフランシスコ平和条約が発効する7時間前に日本側の条件をのむかたちで条約に調印した。

被控訴人は日華平和条約によって、中国国民の賠償請求権も放棄されたと主張するが、賠償請求権の放棄は、サンフランシスコ平和条約に参加したアジア諸国の場合と同様、当時の政治情勢の中でむりやりのまされたものであった。とりわけ最大の被害国であった中国国民にとって、すでに中国政府としての合法性を失っていた蔣介石政権との間で成立した日華平和条約によって、中国国

民の請求権が放棄されたという被控訴人の主張は到底容認しがたいものである。

イ 日華平和条約の有効性について

日華平和条約について、日本政府は調印直後に、限定的なもので全面的なものではない、とはっきり認めている（1952年6月26日参議院外務委員会での曾祚益議員の質問に対する吉田首相の答弁を引用）。1954年の鳩山内閣においても、1954年12月16日衆議院外務委員会で下田条約局長は「要するに日華平和条約におきます日本政府の根本概念は、国民政府と平和条約を結ぶけれども、そのことはいわゆる中国の全領土にこの条約が適応するものであるという見解はとらないということであります」と答弁している。

1972年の日中共同声明によって、日本は中華人民共和国政府を唯一の合法政府として認め、日中国交正常化の結果、日華平和条約は「終了した」という形で問題を処理した。しかし、日本政府は同条約の有効性については主張し続けている。

日華平和条約が締結された1952年4月28日（発効は同年8月5日）において、すでに蒋介石政権が中国の合法的政府とはいえないことは明白であり、少なくとも1972年の日中共同声明の時点で、日華平和条約は無効となったといわなければならない。

仮にそれが有効なものとしても、その時期は1972年9月29日（日中国交正常化の日）までであり、その有効範囲は、中国全土ではなく、台湾地域にしか及ばないものである。この点は、先にあげた条約締結後の政府答弁によって、日本政府も認めているところであり、日華平和条約自体にも、交換公文第一号という形で「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解」と明記されている。

以上のように論じて、準備書面は、「被控訴人の、『日中共同声明によって中国国民の請求権も放棄された』という主張の前提である、『日華平和条約は、サンフランシスコ平和条約の枠内で締結された中国の合法政府との講和条約であり有効性を持つ』という被控訴人の主張は成立しない。」と結論する。

以上のうちアの主張は、法律論というより政治論である。イの主張は少し明確さを欠くが、大上段の日華平和条約無効論より、法律論としては、日華平和条約は交換公文においてその適用が台湾および澎湖諸島に限定されており、同条約における賠償問題の解決が中国大陸の戦争被害まで含んで解決したものと解釈することはできないという点に主眼があると見ることもできよう。もしそうであれば、たしかにこの批判は国の主張の弱点の一つを突いている。日華平和条約の限定性は、たとえば通商問題、漁業問題、または民間航空問題のように地域にかかわる事項については適用があるが、戦争の終了や戦争賠償のような問題は国家としての中国全体にかかわる事項であって、台湾および澎湖諸島に限定されないという解釈は、日本政府の最初から一貫した主張ではなく、途中から出された主張である。そのことは、すでに数年前に、殷燕軍教授が国会の議論を追跡して明確に⁵¹⁾されていることである。

③ 日中間の賠償問題はサンフランシスコ平和条約の枠組みと同じ解決が図られたという被控訴人の主張について(16-18頁)

被控訴人は、日中間の賠償問題はサンフランシスコ平和条約の枠組みと同じ解決が図られたと主張する。この主張が成り立たないことは、すでに①、②で明らかにしたように、サンフランシスコ平和条約及び日華平和条約の被控訴人の解釈が成り立たないことによって明らかであるが、さらに、サンフランシスコ平和条約と日中共同声明及び日華平和条約と日中共同声明の関係を検討すれば、被控訴人の主張の破綻はより明白なものとなる

ア サンフランシスコ平和条約と日中共同声明

サンフランシスコ平和会議に関し、周恩来首相兼外相[ママ]は、「かつて日本に占領され、甚大な損害をこうむったことがあり、しかも自力で回復することの困難な国々は、賠償を要求する権利を保有すべきものである。」と述べた。また、中国政府は、外交部スポークスマンを通じて、「日本軍国主義者が、中国侵略戦争の期間中に、一千万人以上の中国国民を殺戮し、中国の公私の財産に数百億米ドルに上る損害を与え、また、何千何万もの中国人を捕らえて日本に連れて行き、奴隷のようにこき使ったり、殺害したりした。日本政府は、中

国人民がその受けた大きな損害について、賠償を要求する権利を持っていることを理解すべきである。」と表明した。

サンフランシスコ平和条約14条による賠償請求権の放棄は、中国にとって容認しがたいものであった。20年後の日中共同声明において、中国政府による「賠償の請求の放棄」がうたわれたが、それはサンフランシスコ平和条約とは異なる国際政治情勢のなかで、まったく異なる枠組の中で行われたものである。

イ 日華平和条約と日中共同声明

中国は日中国交正常化の条件として「日中復交3原則」を提示し、日華条約の廃棄を求めた。

中国側から提示された共同声明案には、戦後処理について「①中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は、この声明が公表される日に終了する。②日本政府は、中華人民共和国が提出した日中国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和国政府が、中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。これに基づき両国政府は外交関係を樹立し、大使を交換する……⑦日中両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は、日本国に対する戦争賠償請求権を放棄する」(1972年7月29日付「竹入メモ」)ことがうたわれている。

つまり、中国側は日華平和条約を破棄し、戦争状態の終了、賠償問題等の戦後処理を、この日中国交正常化で公式なものとするという考えであった。しかし、日本側は、日華条約問題については譲らず、最終的に、周恩来の「小異を残して大同を求める」という発言、「日中国交正常化で『日華条約』が自然に消滅し、日台関係も断絶する。われわれはこれを評価する」という発言によって、中国側が譲歩した形になった。このため、戦争終結問題について、日中共同声明は、第1項の「これまでの不正常的な状態の終了」という表現となった。その結果、戦争終結問題について、中国国内では判然としないものが残る結果となったのである。

賠償問題についても同様である。日華条約の取り扱い、その結果としての戦争終結問題、賠償問題についての日本側の対応は、1972年の日中共同声明、1978年の日中平和友好条約以降も、日中間の戦後処理問題に禍根を残し、上記

声明、条約で「日中間の戦後処理は決着済み」という日本政府の見解は、中国の国民感情としては受け入れられないものとなっている。

ウ 矛盾する日本政府の見解

上に述べたように、1952年の日華平和条約締結後、日本政府は、同条約が限定的なものであるという見解にたち、吉田首相の国会答弁でも「目的は終わりに中国全体との条約に入る」ことが想定されていた。

ところが、被控訴人は第1準備書面において、これとは矛盾する主張を行っている。「戦争状態の終了については、日華平和条約第1条において、『日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する』と規定されているとおり、日中間の戦争状態は、日華平和条約により終了したというのが、我が国の一貫した立場である」(被控訴人第1準備書面120頁〔サイト判39頁〕)。

賠償問題についても、「戦争状態の終結と同様、このような一度限りの処分行為については、日華平和条約によって法的に処理済みであるというのが、我が国の立場」(同121頁〔サイト判40頁〕)であると主張する。

この日本政府の豹変は、1972年の日中共同声明の交渉過程から表れてきたものである。日中共同声明直後の1972年9月30日自民党両院議員総会で大平外相は、「もし中国が“賠償請求権”の放棄という言葉にこだわると、私どもはやっかいな立場になるところだったが、“賠償請求”という言葉にしてもらい、“権”という言葉はついていない。」「日華条約にすでに中国の“対日戦争賠償権の放棄”が規定されたのに、再び“賠償請求権”と規定すると、依然として中国に請求権があることを認めることになり、矛盾してしまう」と解説した。つまり日本側は、1972年の国交正常化の段階で、中国側にはすでに対日賠償請求権がないと解釈しているのである。

しかし、この問題に関する日本政府の対応は必ずしも一貫しているわけではない。

1978年10月13日、衆議院外務委員会で日中平和友好条約が審議された際、中川嘉美(公明)議員の質問に対して、園田外相は戦争処理の決着は1972年の日

中共同声明であると明言し、さらに問題が残っていることも認めている。

ところが、同じ外務委員会で、寺前巖（共産党）議員が、日中間の戦争終結についての政府側の見解を求めたのに対し、大森誠一外務省条約局長は、日中間の戦争終結は、「基本的には1952年、最終的には1972年」という二段論法をとっている。

被控訴人が提出した1992年4月7日の衆議院内閣委員会での竹中繁雄外務省アジア局審議官の答弁では、「日本国に対する賠償請求に係る問題については、政府の立場は、サンフランシスコ平和条約第14条並びに日華平和条約11条及びその議定書第1の(b)により処理済みであるというのが法律的に見た場合の我々の立場でございます」（乙49号証7頁）と、被控訴人第1準備書面と同様の見解を示している。

エ 日中共同声明5項についての日中間の解釈のずれ

1972年9月26日午後の第2回首脳会談で、周恩来は「蒋介石が日台条約で賠償請求権を放棄したことで、この度の共同声明には賠償問題を言及する必要がないという条約局長の発言は、実に我々は奇異に覚える。当時蒋介石はすでに台湾に逃げていた。彼は全中国を代表することはできない。これは他人の財貨で気前のよさを見せようとするものだ。戦争で被害を受けたのは主に大陸であり、我々は両国の人民の友好関係から考え、日本人民に賠償の支払いで苦しませたくないから戦争賠償請求権を放棄しようとしたのである。〔日本の〕条約局長は逆に蒋介石がすでに放棄したからといって我々の気持ちをくんでくれない。これは我々に対する侮辱にほかならない」と述べた（古川万太郎『日中戦後関係史』389頁、原書房）。

結局、前記大平発言にあるように、日中共同声明5項の文言となって妥協が成立したのであるが、この5項について中国側と日本側の解釈には大きなズレが生じ、賠償問題についてもまた将来に大きな禍根を残すことになった。

被控訴人は、日中共同声明5項に関し「日中両国は、互いの立場の違いを十分理解したうえで、実体としてこの問題の完全かつ最終的な解決を図るべく、このような規定ぶりにつき一致したものであり、その結果は日華平和条約によ

る処理と同じであることを意図したものである」(被控訴人第1準備書面121頁〔サイト判40頁])というが、このような解釈は妥当性を著しく欠く日本側の一方的な解釈にすぎず、到底容認することはできない。

オ 賠償問題は解決していないという中国世論の高まり

このような日本の対応に対して、中国国内では、「日本は結局、中国国民の賠償請求権そのものを認めていない」という議論が起きている。つまり、1952年には、日本政府自身が日華条約の適用範囲を台湾に限定することによって、中国本土国民の賠償請求権は認めず、1972年には、「賠償問題は日華条約で解決済み」とすることで中国国民の賠償請求権を認めなかった、という議論である。

1980年代の後半以降、中国では、賠償問題はなんら解決していないという世論が高まっている。

カ 中国政府の対応

1992年4月、江沢民国家主席は、日本人記者の質問に答えて、「戦争が残したいくつかの問題に関し、我々は従来から事実に基づいて真実を求める、厳粛に対処するという原則を主張し、相互に協議してこれらの問題を情理にかなう形で妥当に解決するべきだと主張してきた」と発言した。

そして、1995年3月7日、全国人民代表大会で、銭其琛外相〔ママ〕は、対日戦争賠償問題について、1972年の日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であって、個人の賠償請求は含まないとの見解を示し、補償の請求は国民の権利であり、政府は干渉すべきではないと述べた。

前述したように、1972年の日中共同声明時点で、その5項の解釈については、日中間で解釈のズレが存在したが、1990年代以降、民間賠償請求問題についての、日中間の解釈の違いも表面化しているのである。被控訴人の「先の戦争に係る日中間の請求権問題についての日中間の認識は一致している」(被控訴人第1準備書面123頁〔サイト版41頁])は、事実として妥当性を欠くものである。

このような中国の国内世論と中国政府の対応の変化をふまえて、三井炭坑中国人強制連行福岡地裁平成14年4月26日判決では、「[以上の] 事情を考慮する

と、日中共同声明及び日中平和友好条約により、中国国民固有の損害賠償請求権が、中国政府によって放棄されたかについては、法的にも疑義が残されていたものといわざるを得ない。したがって、原告らの損害賠償請求権が、日中共同声明及び日中平和友好条約により、直ちに放棄されたものと認めることはできない」と判示している。

被控訴人は、上記福岡地裁判決に対し「中国政府の公式見解をも考慮せずに、原告らが摘示したわずかな傍証的、断片的な事情のみに依拠して、日中間の外交関係の基盤をなす日中共同声明の条項を恣意的に解釈したものである」（被控訴人第1準備書面95頁〔サイト版32頁〕）としているが、本項で示したのと同様、福岡地裁判決も、中国政府の対応を江沢民国家主席や銭外相〔ママ〕の全人代などでの公式発言に基づいて判示しているものである。これに対し、被控訴人が第1準備書面〔の〕「中国政府の見解について」（被控訴人第1準備書面123頁〔サイト版40頁〕）で取り上げているのは、いずれも、外交部長、外交部新聞司長の記者会見での発言であり、むしろ被控訴人の方が傍証的、断片的な事情に依拠しているといわなければならない。

およそ以上のように第三準備書面は論ずるが、正直に言ってここには政治論と法律論がないまぜに陳述されており、国際法的に意味のある主張はこのなからさらに選別する必要がある。それはともかく、以上のような控訴人の主張と被控訴人の主張と、どちらが国際法の理論から見て正しいか。問題は、日華平和条約と日中共同声明の関係の国際法的解明と、それとは独立にないしそれをも含んで日中共同声明に合意した中国政府の同意意思の内容の確定にある。浅田正彦教授は、まだ結論は出しておられないが、国際法上の問題点について詳細な論点整理をすでに行っておられる⁵²⁾。私も改めて歴史的分析を行った上で、結論を述べることにしたい。

（8）中国人強制連行北海道訴訟の準備書面

札幌地裁で2003年9月18日に結審し、2004年3月23日に判決が予定されている事件において、被告国は2003年9月11日、中国の請求権放棄の問題に関して、原告の批判の一つひとつに反論するかたちで、国の主張の問題点をかなり詳細

に説明する55頁にのぼる準備書面を提出した。これは、国の第4準備書面および第7準備書面第9における主張に対し、原告が2003年5月13日付原告ら準備書面(請求権放棄論に対する反論)で反論したのに対して、さらに国が再反論したものである。これらの文書のうち国の9月11日付準備書面しか入手していないので、原告の準備書面との詳しい対比はできない。それで、この国の準備書面の目次を最初に示し、上の(7)の叙述と若干重複するけれども、法理論として重要と思われる主張(第2の2, 3, 4および第4の個所)を紹介することにする(なお、第6はすでに上述(4)山西省性暴力被害者訴訟のところで引用済み)。

「第1 「第1 サン・フランシスコ平和条約における請求権放棄の解釈について」と題する原告らの主張について

- 1 サン・フランシスコ平和条約の意義について
- 2 請求権放棄論が誤りとする原告らの主張について

第2 「第2 日華平和条約による『架橋』論の誤り」と題する原告らの主張について

- 1 原告らの主張
- 2 原告らの主張する「架橋論」なる主張について
- 3 日華平和条約の適用地域について
- 4 「日華平和条約が不法、無効である」との主張について

第3 「第3 日中共同声明の解釈について」と題する原告らの主張について

- 1 原告らの主張
- 2 被告国の反論

第4 「第4 条約における請求権放棄の政府見解について」と題する原告らの主張について

- 1 原告らの主張
- 2 シベリア抑留訴訟における国の主張について
- 3 日韓請求権協定の解釈について

第5 「第5 賠償解決済論の誤り」と題する原告らの主張について

- 1 日本の賠償額が少なく国際社会の理解を得ていないとの主張について
 - 2 日本国民の在外資産が不正な資産であると断言する原告らの主張について
 - 3 独、米、英等との比較を主張する原告らの誤りについて
 - 4 恩給法・援護法による補償を行ったことについて
 - 5 一部の国際機関における議論について
- 第6 東京地方裁判所平成15年4月24日判決について
- 1 はじめに
 - 2 判決要旨
 - 3 日中共同声明によって被害者個人の損害賠償請求権が放棄されて消滅したとするのが日本国政府の見解であると判示する点について
 - 4 平和条約等による請求権の放棄は、個人が行うものであるなどと判示する点について
 - 5 小括
- 第7 米国の裁判例について
- 第8 中国政府の見解について
- 1 原告らの主張
 - 2 被告国の反論
- 第9 結論

この準備書面の第2において、被告国は、原告らはその準備書面の「日華平和条約による『架橋』論の誤り」と題する個所で、「日華平和条約及び日中共同声明に関し、①被告国の主張はサン・フランシスコ平和条約と日中共同声明を日華平和条約で『架橋』しようという試みである、②日華平和条約の〔に〕附属する適用地域に関する交換公文（以下『附属交換公文』という。）によって定められた同条約の適用地域は原告らの居住する中国本土には及ばず、したがって、同条約が原告らに適用される余地はない、③いわゆる復交三原則の第3項は日華平和条約が不法、無効であるとしているところ、日中共同声明は、上記

復交三原則を受け入れた上で発表されたものであるから、日華平和条約により原告らの権利が消滅したとすることはできない旨主張する」と整理して、この原告の三点の主張について以下のように論駁する。

(1) われわれの主張は「架橋」論ではなく、日中間の賠償、財産・請求権の問題は日華平和条約により解決済みというものである。(第2の2)

被告国の主張は、サン・フランシスコ平和条約と日中共同声明を日華平和条約で「架橋」しようという試みなどではない。

「被告国の主張は、日中間の賠償並びに財産及び請求権の問題は、日華平和条約によって法的に解決済みであるというものである。日華平和条約第11条は、「この条約及びこれを補足する文書に別段の定がる場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。」と規定している。ここにいう「サンフランシスコ条約の相当規定」に、サン・フランシスコ平和条約第14条(b)が含まれることは、日華平和条約の議定書1.(b)からも明かである。

したがって、中国及びその国民の日本国及びその国民に対する請求権は、日華平和条約第11条により、サン・フランシスコ平和条約第14条(b)の規定にしたがって、国家としての中国によって放棄されている。請求権の放棄は、一度限りの処分行為であり、同じ国が二度同内容の処分を行うことは法的には不可能なことである。この点については、高島益郎外務省条約局長が、昭和48年7月26日、衆議院内閣委員会において、「日本と中国との関係において、その中国を代表する政府を従来の中華民国政府から中華人民共和国政府に承認がえをするという方針に基づいて昨年日中共同声明をやったわけでございますけれども、基本的に法律関係は日華平和条約によって中国との間にすべて処理済みである、この前提に基づいてやったわけでございますので、新たにまた法律関係を中国との間に締結し直すということは不可能な状態にあった」(乙イ第78号証2ページ)、「中国との間に戦後平和条約を締結しました事情もありまして、同じ中国との間に二度平和

条約を締結するということは法律的に不可能なこと」と(同3ページ)と答弁しているとおりでである。」(8-9頁)(傍点山手)

つまり、被告国はここで、日華平和条約は全中国を代表する中華民国政府との間に締結された日本と中国との間の平和条約であり、日中国交正常化は承認の切り替えすなわち新政府の承認であって、日華平和条約の賠償規定は中華人民共和国政府に継承されるという立場をとっていることを明確にしているわけである。そうすると、当然、交換公文第一号の適用地域の限定が問題になってくる。

(2) 日華平和条約の適用地域について(第2の3)

原告らが、附属交換公文の「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」という規定から、日華平和条約は原告らの居住する中国大陸本土には効力が及ばず、したがって日華平和条約の日華両国の国及び国民相互の賠償請求権の放棄を定めた規定は適用されない旨主張するのに対して、次のように結論して、原告らの主張は失当であるとする。

「附属交換公文は、中華民国政府の正当性を地理的に限定したものであるのではなく、条約の規定の性質上、その地理的適用範囲が問題となりうるもののみについては、これを中華民国政府の支配下にある地域に限定したというにすぎない。これに対し、戦争状態の終結や賠償並びに財産及び請求権の問題等は、その性質上、地理的適用範囲が問題となるものではない。」(9頁)(傍点山手)

その理由はこうである。

「イ 確かに、日華平和条約締結当時、中華民国政府は、中国大陸の実効的支配を失い、台湾及び澎湖諸島等の実効的支配をしているにすぎなかった。

したがって、通商航海条約(日華平和条約7条)、民間航空(8条)、漁業協定(9条)等、当該条項の内容からして現に支配していない地域を対象とすることができない規定が本件附属交換公文の対象となることは、疑い

のないところである。

ウ しかしながら、……「戦争」は、国家と国家との間の関係として捉えられるべき事柄であり、戦争状態の終了、戦争の処理そのものである戦争に係る賠償並びに財産及び請求権の問題は、国際法上の当事者としての国家間において最終的に処理されるべき事項であって、国家内における適用地域による限定を受ける性質のものではないのである。

したがって、日華平和条約は、戦争状態の終了と戦争に係る賠償並びに財産及び請求権の問題に関し国家としての中国と日本との間で完全かつ最終的に解決したものである。

エ このことは、次の規定からも裏付けられる。

(ア) 日華平和条約1条は、「日本国と中華民国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する」と規定する。

前記のように、日華平和条約締結当時、中華民国政府は、中国大陸の実効的支配を失い、台湾及び澎湖諸島等の実効的支配をしているにすぎなかったが、そもそも台湾及び澎湖諸島は、第二次世界大戦中には、日本国の領土の一部を成していたのであるから、日本国と台湾及び澎湖諸島との間には戦争状態は存在しなかったのである。したがって、日華平和条約1条は、国家としての中国との間の戦争状態の終了を中国を正当に代表していた中華民国政府との間で定めたものとみるはかない。

この点は、日華平和条約締結時から今日までの日本政府の一貫した見解である。

すなわち、下田武三外務省条約局長は、昭和27年6月17日の参議院外務委員会において、日華平和条約「第一条の日本という国と中国という国との国家間の戦争状態を終了させるということは、現実に支配している地域がどうのこうのという事実問題とは無関係な全面的な法律関係を意味するわけでありまして、従いまして或る地域に、いやそうでない、戦争状態は依然として継続しておると主張する政権があるかないかということは、つまり事実問題でありまして、この条約の解釈論として両締約国の意思は明確

にそこにある、そう御解釈願いたいと思うのです。」と述べ、さらに、「この条約を結んだ法的の効果というものはですね、当然に中国の国家というものに帰属するんだからして、仮にこの政府というものが将来それを代表する正統な政府というものが変わったという場合にも、その権利義務の関係は当然継承せられるものですね。これは当然のことだと思っておりますが、念のため。」との質問に対し、「お考えの通りだと思っております。」と答弁した(乙イ第82号証14ページ)。

さらに、昭和44年3月13日の参議院予算委員会において、愛知揆一外務大臣が「地理的に言えば中国本土にかかりましても戦争状態は終結した。その日華平和条約において」、「これはその当時、条約締結、そして国会の批准をいただきましたときからの、もう一貫した政府の見解である」と述べている(乙イ第83号証10ページ)。

(イ) 日華平和条約11条の定める「この条約及びこれを補足する文書に別段の定」として、同条約附属議定書1(b)は、「中華民國は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ平和条約第14条(a)1に基き日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。」と定めた。

ここで放棄された役務賠償とは、サン・フランシスコ平和条約第14条(a)1によれば、日本国軍隊によって占領され、かつ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望する場合に認められるとされていたものである。

これを中国との関係で見た場合、日本と当時日本の領土であった台湾及び澎湖諸島との間には戦争状態は存在しないから、戦争賠償の問題も生ぜず、役務賠償を放棄するとすれば、それは国たる中国を代表する中華民國政府による賠償請求権の放棄を意味することになる。

この点については、昭和39年3月11日の衆議院外務委員会において、中川融条約局長が、「…付(ママ)属交換公文で、適用地域は国民政府が現に支配しまたは将来支配する地域に適用されるのだという合意があるわけでございますが、これは、しかし、事の性質から、その条項の内容の性質から適用し得ないものもあるのだ、それは、たとえば第1条で、日本国と

中華民国との間には平和状態が回復したというような戦争終結の条項、これは、戦争が国家と国家との間の戦争で、状態である以上、その終結というのが地域的に限定するということは無意味である、これは国家全体に適用がなる、中華民国という国家全体に適用になるということを言っております。賠償につきましても同じような性質であるのでありまして、戦争の結果持つであろう相手国の賠償請求権、これを放棄したというのに、地域的に限定して台湾、澎湖島だけに賠償権を放棄したというようなことは無意味であるのであります。そもそも、台湾、澎湖島は日本の旧領土でありまして、これと戦争状態はなかったわけでありまして、そこに賠償というものが起こるということはありません。これはやはり国家として中華民国政府が賠償権を放棄しておる、こういうことに解釈せざるを得ない。つまり、日華平和条約の規定の内容によって、地域的に適用し得るものは適用する、しかしながら、国家全体に適用すべきものは国家全体に適用があるということは、これは当然である、こういうことがその当時の政府の御説明でありまして、その後政府としてはもちろんこの趣旨で一貫して考えておるわけでございます。」(乙イ第84号証10, 11ページ)と明確に述べている。」(11-14頁)(傍点山手)

(3) 日本は日中復交三原則を全面的に受け入れたわけではなく、日中共同声明の内容は両国政府の主張を相容れるものとして規定されたものである。

(第2の4)

原告らが、復交三原則の第3項は日華平和条約が不法、無効であるとしており、日中共同声明はこの復交三原則を受け入れた上で発表されたものであるから、日華平和条約により原告らの権利が消滅したとすることはできないと主張するのに対して、被告国は「日本国は、復交三原則を中華人民共和国政府の主張どおりに全て受け入れたわけではない」として、以下のように、日中国交正常化交渉の経緯から、「日中共同声明の内容が日本国政府と中華人民共和国政府の双方の主張を相容れる内容として規定された」ことを説明している。

「(ア) 日中国交正常化については、中華人民共和国政府は、かねてか

ら複交三原則を明らかにし、これを日本国政府が受け入れることによって、正常化が実現できるという立場を採っていた。この三原則とは、①中華人民共和国政府は、中国を代表する唯一の合法政府である、②台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部である、③日華平和条約は、不法であり、無効であって、破棄されなければならないというものである。

(イ) 日本国政府としては、中華人民共和国政府と国交正常化を行う政策に転換した以上、同政府を中国の唯一・合法の政府と認めることは当然であり、中華人民共和国政府を承認することによって、中華民国政府との外交関係が断絶するのはやむを得ないという立場を採り、中華人民共和国政府が明らかにしている複交三原則のうち第1原則を受け入れることとした。

しかし、日本国政府としては、第2原則及び第3原則は到底受け入れることができない内容であった。

(ウ) …… [第2原則の台湾の帰属問題、省略] ……

(エ) 次に、第3原則の日華平和条約の有効性については、同条約は、以前から我が国が中国を代表と [ママ] する正統政府と認め、国際社会の多くの国もそのように認めていた中華民国政府との間に適法に締結された条約であるから、日本国政府が、その合法性を否定して、これを一方的に破棄することは、国際法上も、また中華民国政府に対する信義上からも許されない。したがって、中華人民共和国政府の主張を正面から受け入れることは、法的にも政治的にも不可能であった(栗山前掲書 [栗山尚一「日中国交正常化」早稲田法学74巻4号] 乙イ第80号証51ページ)。

しかも、前記のように、日華平和条約による戦争状態の終結や賠償並びに財産及び請求権の問題の解決は、いずれも処分的効果を有するものであって、その規定の内容は条約発効と同時に最終的效果が生じ、その後における条約の存続の有無によって、その効果が変わることがないものである。したがって、我が国としては、当時中華民国政府によって代表された中国との間の戦争状態は、日華平和条約1条によって終結しており、賠償並び

に財産及び請求権の問題も同11条等によって解決済みであるという立場を維持せざるをえないのである。

…… [昭和48年7月26日の参議院内閣委員会における高島益郎外務省条約局長の発言を引用, 省略] ……

このような日本国政府の見解は、日中国交正常化交渉の際に、中華人民共和国政府に対して、伝えたところでもある。すなわち、昭和47年9月26日の大平外相と姫鵬飛外交部長との会談においても、高島条約局長は、日華平和条約に対する双方の基本的立場の相違を認めた上で、戦争状態の終了及び日華平和条約につき、「今日未だ日中両国間に法的に戦争状態が存在し、今回発出されるべき共同声明によって初めて戦争状態終了の合意が成立するとしか解する余地がない表現に日本側が同意することはできない。」、賠償の問題についても、「戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾との間に結んだ平和条約(引用者注:日華平和条約)が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。日本側提案のような法律的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しうる」

(乙イ第86号証3ページ, 同別紙1「日中共同声明日本側案の対中説明」3枚目及び11枚目)と述べ、我が国の法的な見解を明らかにしているのである。そして、姫外交部長は、我が国のかかる見解に対し、「周総理もはっきり(日本側の困難は分かっていると)言明しておられるので、何とかよい案を考えたい」と応じており(乙イ第86号証3ページ以下)、双方がお互いの立場を理解した上で、両国の立場それぞれと相容れるものとして、日中共同声明が成立したのである。」(16-18頁)(傍点山手)

そして、以上の経緯を踏まえた日中共同声明の各文言についての日本国政府の理解を明らかにしている

「ア …… [第1項, 省略] ……

イ …… [第2項, 省略] ……

ウ …… [第3項, 省略] ……

エ 第5項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と規定する。

我が国政府の立場からすれば、日華平和条約は、日本国と国家としての中国との間で合法有効に締結された条約であって、日中間の賠償並びに財産及び請求権の問題に関しては、日華平和条約によって法的に解決済みである。前記の大平外相と姫鵬飛外交部長との会談における高島条約局長と姫外交部長とのやりとりからも明らかにおり、日中双方が両者の立場の違いを十分理解した上で実体としてこの問題の完全かつ最終的な解決を図るべく、日中共同声明第5項の規定ぶりにつき一致したものであり、その結果は日華平和条約による処理と同じである。

オ ……以上述べたように、日本国政府がいわゆる複交三原則の第2、3の原則を完全に受け入れたわけではなく、日中両国が双方の立場を十分理解した上で日中共同声明の発出に至ったことは明らかである。……日中共同声明の前文第5項が「日本側は、中華人民共和国政府が提起した『複交三原則』を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。」としているのも、上記三原則に完全に同意したわけではないことを示しているものである。」(20頁)(傍点山手)

(4) 本件における国の主張と従来¹の外交保護権放棄論との関係(第4)

原告らは、シベリア抑留訴訟における日ソ共同宣言に関する国の主張や、日韓請求権協定についての柳井条約局長の国会答弁などを引用して、本件における国側の主張は、平和条約等によって放棄されたのは外交保護権であって個人の請求権ではないとの従来¹の主張を覆すものであると主張する。しかし、被告国は、以下のように説明して、原告らの主張は失当であると主張する。

〔2 シベリア抑留訴訟における国の主張について

(1) シベリア抑留訴訟における国の主張は、我が国が国民の請求権について日ソ共同宣言6項において放棄したものは、国家自身の請求権を除けば、いわゆる外交保護権であって、個人の請求権は消滅させられてはいない旨を説明したものである。

「外交保護権」とは、自国民が外国による国際違法行為によって損害を被った場合、その本国が、被害者である自国民について生じた損害に関し、救済が与えられるように必要な措置をとるよう相手国に要求することができるという国家としての国際法上の権利である。一般国際法上の概念である外交保護権の観点から言えば、日ソ共同宣言第6項において、日本国として、日本国民の請求権に係る外交保護権を放棄したということの意味は、相手国において、日本国民の請求権が否認されても、日本が当該国の国際法上の責任を追及することは、もはやできなくなったということである。

(2) これを国内法上の請求権についてみれば、日ソ共同宣言第6項により、日本国が、日本国民の請求権を「放棄」したことによって、ソ連は、日本国民のこのような請求権に基づく請求に応じる法的義務はなくなり、日本国民のこのような請求権は救済されないこととなったのである。このような見解は、これまでの日本政府の見解と矛盾するものではないと考えている。

3 日韓請求権協定の解釈について

(1) 原告らは、日韓請求権協定の解釈について、「時の法令」別冊「日韓条約と国内法の解説」に掲載された日韓交渉の当事者であった外務事務官の谷田氏の記述や、平成3年(1991年)8月27日の柳井俊二条約局長の国会答弁を引用し、被告国の主張が、従来の政府見解と矛盾すると主張する(原告ら準備書面12, 13ページ)。

(2) 日韓請求権協定2条1は、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定し、同上3は、「2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もするこ

とができないものとする。」と規定する……。そして、日韓請求権協定2条3の「財産、権利及び利益」について、韓国政府は日本国がとる「措置」について「いかなる主張もなしえない」とされたことから、わが国は、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(昭和40年法律第144号、以下「措置法」という。)によって消滅させた(措置法の合憲性につき、最高裁判所平成13年11月22日第一小法廷判決・判例時報1771号83ページ)。これに対して、「請求権」については、それ自体について「いかなる主張もなしえない」とされ、上記「財産、権利及び利益」の処理に必要な「措置」は条文上予定されておらず、日韓請求権協定自体の効果として、わが国は韓国国民の「請求権」に基づく請求に応じる法的義務がないこととなる。

このように日韓の間の財産、権利及び利益並びに請求権の処理問題は、日韓請求権協定及び措置法によって、法的に解決済みである。

原告らが引用する上記記述等は、日韓請求権協定によって、日韓間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題が完全かつ最終的に解決したことを一般国際法上の概念である外交保護権の観点から説明したものである。柳井局長の前記答弁も、日韓両国が外交保護権を放棄した結果、両国国民が個人の財産、権利及び利益並びに請求権を主張しても、自国として相手国に対して取り上げないこととなったという同協定の国際法上の効果について説明したものである。

原告らが、日韓請求権協定2条3によっても、韓国国民の日本国及びその国民に対する請求権問題は解決されておらず、日本国及びその国民が韓国国民の「請求権」に基づく請求に応じる法的義務があると考えているのであれば、日韓協定2条1に規定する「完全かつ最終的な解決」とはならないこととなり、その主張は失当である。すなわち、前記のように、日韓請求権協定2条の「請求権」については、同協定2条3において、一律に「いかなる主張もすることができないものとする」とされており、同協定

2条1において、「請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたこととなる。」となったのであるから、日韓両国及びその国民の「請求権」について、いかなる主張もすることができないこととなった。ここに「完全かつ最終的に解決」したとは、韓国及びその国民が、どのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務はないということである。

(3) なお、柳井局長の前記答弁は、誤解を生み、全国の戦後補償訴訟で、日本政府の見解は、日韓請求権協定2条3で規定したのは、単なる外交保護権の放棄であるから、韓国国民がわが国で訴訟を提起すれば、日韓請求権協定によって影響を受けず、日本国及びその国民は、韓国国民の請求に応ずる義務があるとの誤った理解を前提とした主張がなされ、また、裁判例においても、富山地方裁判所平成8年7月24日判決(判例タイムズ941号183ページ)は政府見解に関する事実誤認を前提とした判断をしている。

前記のように、韓国国民の請求の根拠が「財産、権利及び利益」に該当する場合、日韓請求権協定自体の効果ではなく、国内法の措置法によって、実体法上消滅させているから、その請求に応じる義務はないし、「請求権」に該当する場合には、前記のように「措置」を予定していないから、請求権協定自体の効果として、その請求に応じる法的義務はないのである。

このように、日韓請求権協定で解決したのは、単なる国家間の外交保護権だけであって、韓国国民が日本国の裁判所で訴訟を提起すれば、認容されるとの理解は全くの誤りである。……」(23-27頁)

さて、以上のうち最後の(4)の説明はいかにも苦しいが、すでに前号で論じたからここでは触れない。(1)~(3)の主張については、いずれもまさに以下の論述で組上に載せることになる。

(9) その他

手許に資料がないのではっきりしたことは言えないが、中国人強制連行新潟訴訟(新潟地裁で2003年7月18日結審、2004年3月26日判決予定)、七三一部隊・南京虐殺・永安市爆撃訴訟控訴審、中国人強制連行福岡訴訟控訴審、中国人強制

連行京都訴訟控訴審，中国人「慰安婦」第一次，第二次訴訟控訴審，山西省性暴力被害者訴訟控訴審その他すべての中国関係の戦後補償訴訟第一審。第二審において，請求権放棄の問題について原告・被告双方が（7），（8）の控訴審の準備書面と類似の準備書面を提出し，論争が展開されているものと考えられる。たとえば，中国人強制連行群馬訴訟でも，第7回口頭弁論が2003年10月1日前橋地裁であり，前回提出された被告側の答弁書に対して原告側が反論した。原告は，答弁書で国が「日中共同声明で個人の賠償請求権も放棄された」と主張したのに対し，「『国民の請求権』との文言はなく，国家間での賠償を放棄しただけだ」と反論した，と報道は伝えている。⁵³⁾

- 1) 小野寺利孝「戦後補償裁判闘争の課題と展望——中国人戦争被害賠償請求事件を中心に」『法と民主主義』No.328（1998年5月）12-14頁。なお，団長の尾山宏氏は，「家永訴訟弁護団の中心を担ってわが国の歴史認識をめぐる闘いを法廷の内外で進めてきた」（同13頁）弁護士である。
- 2) 高木喜孝「中国戦後補償訴訟の現況（2002年夏）——日本，米国及び中国の戦後補償訴訟——」『日中法律家交流協会報』第28号（2002年9月）17-18頁。
- 2a) 中国関係ではなく韓国在住の韓国人の訴訟であるが，アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟控訴審（東京高裁2003年7月22日）も，軍人・軍属・慰安婦について国の安全配慮義務を認め，かつ国家無答責の法理について「現行法の下では正当性を見いだせない」と高裁段階ではじめて否定した（共同通信2003年7月22日）。ただし，請求権は「日韓請求権協定とこれを実施する措置法が施行された1965年に消滅した」，また，終戦後日本国内に居住している元慰安婦1人については「提訴の時点で請求権が消滅する除斥期間（20年）が過ぎていると」して，訴えを退けた（東京新聞2003年7月23日朝刊）。
- 3) オランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟控訴審で2001年2月27日に国が東京高裁に提出した準備書面18頁。なお，判例時報1769号65頁，判例タイムズ1072号92頁，訟務月報48巻9号59頁，参照。
- 4) 判例時報同上73頁，判例タイムズ同上100頁，訟務月報同上78頁。
- 5) 以上（三）の叙述についてくわしくは，拙稿「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」『京都学園法学』33・34号（2001年3月）45頁，同「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項——戦後補償問題との関連において——」（1）『京都学園法学』35号（2001年12月）1頁，参照。

なお，京都学園法学35号の拙稿で，この政府の新しい主張が出されてきた理由

について考えられる一つの推測として、個人の請求権も平和条約によって放棄されているというウォーカー判決の主張を採用するための準備的理論ではないかという見方をした(75-76頁)。将来端的に国民の請求権も放棄して消滅しているという見解が国から出されてくる可能性もあると思ってそう言ったが、しかし考えてみると、そのようにはっきり消滅したと言ってしまっただけでは従来の外交保護権のみ放棄論との矛盾が決定的になってしまうし、今の新しい理論で実質的にはウォーカー判決と同一の効果をもたらす得るのであるから、それは準備的理論ではなく、むしろこれで完結した主張と見る方が正しいであろう。その意味では、東京高裁の判決は行き過ぎており、政府にとっては葉が効きすぎたことになろう。内心、早く政府の見解を正確に反映した判決がいずれかの裁判所で出されることを期待しているのではないか。

それかあらぬか、オランダ人元捕虜・民間抑留者訴訟の国の代理人の一人である藤谷俊之氏(法務省大臣官房民事訟務課付検事)は、当高裁判決の判例評釈において、

「本判決は、平和条約14条(b)によって、連合国民の実体的請求権まで消滅したという判示をした点で、日本政府の見解とは一線を画するものである。すなわち、日本政府は、個人の請求権そのものは消滅していないが、相手国はその請求権に応ずる法的義務がないというものであるのに対し、本判決は、個人の請求権そのものを消滅させたというものである。

この点について私見を述べれば、本判決の構成は分かり易いものであるが、前記吉田・ステッカー書簡を前提とすれば、やはり日本政府の見解が妥当ではないかと思われる。

しかし、法律構成の違いはあるが、本判決は、日本国政府の見解と同様に、平和条約14条(b)の請求権放棄条項によって連合国民の日本国および日本国国民に対する実体的請求権の問題が終局的に一切解決されたことを明かにした点で、大きな意義を有するものといえよう。」(傍点山手)

と、判決の意義を高く評価しつつも、政府の見解と異なる点を強調されている(『平成13年 行政関係判例解説』(ぎょうせい、平成15年1月)326-27頁)。

- 6) 判例時報1809号111頁, 判例タイムズ1098号267頁。
- 7) 同上123-24頁, 同上285頁。
- 8) 同上133-34頁, 同上295-96頁。
- 9) 同上138-39頁, 同上301頁。
- 10) 下記11)に掲載のサイトから入手した控訴審における被控訴人国の準備書面(1)32頁。
- 11) 判例集未登載。ただし、サイト「731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟」

(<http://www.anti731saikinsen.net/>) に、第一審の原告最終準備書面、判決全文、第二審の控訴人第1、第2、第3準備書面、被控訴人国の準備書面(1)(2)等が掲載されている。第一審判決は、判決正本では全文224頁であるが、このサイト版では全文55頁である。

12) 判決正本39-40頁、サイト判判決文13頁。

「前に説示した国際法の基本原則によれば、本件細菌戦に係る被告の国家責任は、我が国と中国との国家間でその処理が決定されるべきものである。しかるところ、周知のとおり、中華人民共和国政府は昭和47年(1972年)9月29日の日中共同声明(日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明)において、「中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言」し、昭和53年(1978年)8月12日に署名され同年10月23日に批准書が交換された日中平和友好条約(日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約)も、「(日中)共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認」している。

したがって、国際法上はこれをもって被告の国家責任については決着したものとわざるを得ない。」

13) 判例時報1822号83頁。

14) 同上93-4頁。

15) 同上117頁。

15a) 同上106-07頁。

16) 判例時報1823号61頁、判例タイムズ1127号281頁。

17) 同上75頁、同上296-97頁。

18) 同上64頁、同上285頁。なお、上の中国人強制連行京都訴訟(2003年1月15日判決)で予備的主張を提起していることや、前掲の裁判所の付言のなかの「被告が最終準備書面(補充)で主張するサン・フランシスコ平和条約の締結から日中共同声明の調印を経て現在に至る我が国の外交努力ないしその成果については……」という文言、さらにこの引用文中の「被告は、本件訴訟の最終段階に至って、日中共同声明をもって、被害者原告ら個人の日本側に対する損害賠償請求権まで放棄したものであると主張しているが……」という発言などからみて、国はおそらく2002年の後半にこの主張を関連訴訟で一斉に提出したものと考えられる。

19) 同上67頁、同上287頁。この要約は、原告についても理由の部分が大幅に省略されていると思うが、とくに被告の主張についてはなぜか理由が完全に省略されて結論しか示されていないように思う。

20) 同上72頁、同上293頁。

21) 同上74頁、同上295頁。

22) 中国人強制連行北海道訴訟で2003年9月11日に被告国が札幌地裁に提出した準

備書面43-49頁。

- 23) 判例集未登載。ただし、毒ガス被害者をサポートする会発行の冊子『遺棄毒ガス第1次訴訟判決全文』(2003年11月25日発行)に、第二次訴訟判決についても「第4 当裁判所の判断」の部分が掲載されている。また、同会のサイト(<http://dokugas.fc2web.com/>)には、判決全文が掲載されている。
- 24) その点について、判決は次のようにいう。

「……被告は、その所属する公務員において本件各事故の発生を具体的に予見できたことが必要である旨主張する。もとより作為義務発生の要件としての予見可能性は、およそ何らかの事故が発生するといった漠然としたものでは足りず、具体的な事故態様との関係で結果の発生を予見し得たことが必要ではあるけれども、現実が発生した事故につき、その時期、場所、被害発生に至る機序及び具体的な損害のすべてについて逐一認識することができたことを必要とするものではない。問題は、先行行為により生じた危険性についてそれが現実化するのを阻止すべき義務を負わせることができるか否かを論定[ママ]するための前提としてどの程度の具体性を要求するかということであるから、先行行為の危険性とそれが現実化する因果の基本的な経過につき予見可能性が必要であり、かつ、それで足りるというべきであるから、本件においては、先に認定したとおり、中国に遺棄した毒ガス兵器の有する危険性が現実化するに至る基本的な経過に係る予見可能性は肯定できるものというべきである。

④ところが、通常兵器である砲弾については、それが爆発すること等により人の生命・身体に危険を及ぼすものであること自体は、自明のことであるが、毒ガス兵器と異なり、中国に駐屯していた日本軍が常に多量に保管し、実際にこれを使用しており、終戦時に遺棄されたものだけでなく、引き渡されたものや、不発弾等が多数中国国内に残存したであろうことは推測するに難くないのであって、これらについて、被告の前記行政機関に所属する公務員に調査を求めることは困難であり、所在場所を把握することは可能であったと認めることはできない。

また、本件第3事件の発生した場所の付近に日本軍が駐屯していたことを認めるに足りる証拠も存しない。

そうすると、被告の前記行政機関に所属する公務員にとって、それがどこに所在し、中国国民にどのようにして被害を与えるかを予見することは、その調査を通じても不可能とみざるを得ないから、本件第3事件については、予見可能性の存在を認めることはできない。」(傍点山手)(『遺棄毒ガス第1次訴訟判決全文』に掲載の「第2次毒ガス被害裁判判決文」84-86頁)

- 25) 『遺棄毒ガス第1次訴訟判決全文』5頁。
- 26) 判例集未登載。ただし、『遺棄毒ガス第1次訴訟判決全文』に、判決全文が掲載

されている。これは写真製版による印刷なのか、頁数も頁面も判決正本と完全に同じである。また、注23)のサイトには、判決要旨が掲載されている。

27) この点、人見剛教授は、本件のような作為起因性の不作為事案については、「……先行行為の違法性も必須ではないと考えられる。被害発生原因事実を作り出した行政の行為がたとえ適法であったとしても、そこから生じうる被害を防止すべき作為義務は生ずることがあるからである。」とされており（人見剛「戦後補償裁判中の不作為国家賠償訴訟における作為義務（結果回避義務）について」『法律時報』76巻1号（2004年1月）44頁，引用箇所は47頁），これに従えば第一次訴訟判決の方が正しいことになる。なお、人見教授は、総じて判決（とくに第二次訴訟判決）のいう判断枠組みについて、第三者の行為が損害の直接的原因であるが国等もその権限を発動してその損害の発生を防止すべきであったのにそれをしなかったという規制権限不行使（危険管理責任）の事案における枠組みを、行政が危険を自ら創出しその後始末をつけないまま放置したという作為起因性の不作為の本件事案に適用し過ぎているとして批判的である。

28) 判決正本37頁。

29) 両判決で砲弾に関して予見可能性の判断が別れたのは、このように日本軍の駐屯地または弾薬倉庫があったか否かの事実が異なることによるもので、判断基準についての理論的違いによるものではない。すなわち、第一次訴訟判決も次のように述べている。

「……結果発生についての予見可能性は、作為義務の発生の要件として考えるのであるから、現実に発生した事故につき、その時期、場所、被害の態様などまで具体的に予見できたことを必要とするものではない。先行行為によって作り出された危険性につき、その危険が現実化して結果が発生するのを防止するために、一定の作為義務を負わせることができる程度に具体的な予見ができれば足りる。

本件では、終戦時に日本軍の部隊が駐屯していた地域や日本軍が弾薬倉庫を使用していた地域の付近という限定された範囲について、日本軍が遺棄した毒ガス兵器や砲弾により住民らの生命や身体に被害が生じることが予見可能であったというのであり、その予見可能性は、作為義務の発生要件として必要な具体性を備えているものということができる。」（判決正本38頁）

30) 以上、判決正本38-41頁。

31) 同上41頁。

32) 同上41頁。

33) 同上77頁。

34) 同上88-90頁。

35) 同上45-46頁。

- 36) 宇賀克也『国家補償法』（有斐閣，1997年）170頁。（人見，注39）の引用文より）
- 37) 遠藤博也『国家補償法・上巻』（青林書院，1981年）427頁。（同上）
- 38) 同上。（同上）
- 39) 人見剛，前掲論文（上記注27）45頁。
- 40) 以上に関する資料については，経済産業省のサイトの化学兵器禁止関連施策のページ（http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/index.htm）に化学兵器禁止条約の本文および三つの附属書の全文が掲載されており，内閣府遺棄化学兵器処理担当室のページ（<http://www8.cao.go.jp/ikikagaku/index.html>）には処理事業の概要や最近の動きなどとともに両国政府の廃棄に関する覚書が掲載されている。また，外務省のサイトの化学兵器禁止条約のページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/indax.html>）にも関連資料が掲載されている。文献としては，浅田正彦「化学兵器禁止条約の基本構造」（上，下）『法律時報』68巻1，2号（1996年1，2号），同「条約の国内実施と憲法上の制約——化学兵器禁止条約を素材として——」『国際法外交雑誌』100巻5号（2001年12月），西村美香「化学兵器禁止条約の権利義務構造——履行確保の観点からのレジームの考察——」『国際関係論研究』17号（2001年9月），中原正二「中国遺棄化学兵器の廃棄について」『月刊JADI』675号（日本防衛装備工業会，2003年8月），重松正久「中国における遺棄化学兵器の発掘・回収調査に参加して」『月刊JADI』650号（2001年7月），泊秀行「中国遺棄化学兵器処理問題——日中間に残された『負の遺産』解決に向けて」『立法と調査』227号（2002年1月），須田昭夫「未曾有の大プロジェクト『遺棄化学兵器廃棄事業』に取り組む」『外交フォーラム』145号（2000年9月），常石敬一「旧日本軍の遺棄化学兵器処理——その意義と困難」『世界』637号（1997年7月）などがある。
- 41) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻（1969年，原書房）812頁。
- 42) 1972年9月26日の大平正芳・姬鵬飛第1回会談において高島益郎条約局長が読み上げた日本側案の説明（石井明・朱建栄・添谷芳秀・林暁光編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』（2003年，岩波書店）114頁）参照。
- 43) 朝日新聞1987年6月5日。石井明「中国に負った無限の賠償」『中央公論』1987年8月号164-65頁より。
- 44) 石井明，同上，165頁。
- 45) 毎日新聞2003年10月20日。
- 46) 共同通信2003年10月20日。
- 47) 1999年7月30日に北京で日本の谷野作太郎駐中国大使と中国の王毅外交部部長助理が署名した「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の

遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」の5項には、「廃棄の過程で万一事故が発生した場合には、両国政府は直ちに協議を行い、その基礎の上に、日本側として必要な補償を与えるため、双方が満足する措置をとる。中国側は日本側の措置に適切な協力を行う。」という規定がある。これは廃棄作業の過程で生じる事故の補償に関する規定であるが、これをチチハル市事故のような廃棄作業と無関係に発生した事故にも拡大して適用し、さらには覚書以前の事故もこれに準じて解決するという考え方も、こじ付けではあるが両国政府がそれで合意すれば一つの現実的解決にはなろう。対象とする事故の発生時期については、①化学兵器禁止条約発効(1997年)以降、②国交回復すなわち日中共同声明発出(1972年)以降、③戦争終了すなわちわが国の考え方では日華平和条約発効(1952年)以降など考えられるが、私は法的賠償ではなく人道的措置であるから、そのような区別をしないですべての遺棄化学兵器事故を対象にした方がよいと思う。

48) 資料について上記注11) 参照。

49) そういえば、中国人強制連行福岡訴訟でも、多くの地元弁護士が参加している。裁判所が原告よりの判決を下した背景には、彼らの意見書や証拠書類提出などの弁護活動の影響があるのかもしれない。

49a) 戸塚悦朗「解決能力・意欲欠く日本政府。司法——神話に過ぎない中国人被害者の損害賠償請求権放棄」『法学セミナー』528号(1998年12月)29-30頁。なお、同「崩れる日本政府の条約の抗弁——1949年ジュネーブ第四条約(被害者の権利放棄禁止規定)の適用に関する新視点」『法学セミナー』519号(1998年3月)32-33頁、同「禁止されていた重大違反行為被害者の個人請求権放棄——1949年ジュネーブ条約が日本軍性奴隷・強制労働問題に与える影響」『季刊戦争責任研究』30号(2000年冬季号)13-14頁参照。

49b) 『季刊戦争責任研究』30号14-15頁。なお、『法学セミナー』519号34頁参照。

50) 拙稿「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項」(1)(上記注5))において、オランダ人捕虜・民間抑留者訴訟控訴審判決(東京高裁, 2001年10月11日)は、連合国民の請求権が対日平和条約第14条(b)項によって「放棄」され消滅したとはじめて判決したことによって、戦後補償訴訟の転換点を画することになろうと予測したが、同判決は他に次の二点においても戦後補償訴訟判決のなかでユニークであり、かつそれはその後の被告国の主張に取り入れられている。すなわち第一点は、戦争被害の個人請求権に関して、19世紀中葉以降の国際社会の成り立ちとそこにおける戦争賠償のあり方といった大局的な観点から検討を加えて、戦争被害の救済のあり方が戦争の勝敗に規定され戦後の講和条約によって具体化されること、国家が国民の被害も一体としてまとめて請求する現行の制度が個人の直接請求を認めるよりも適正・公平な解決がえられることなどを明らかに

日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項（2）（山手）

したことであり、第二点はサン・フランシスコ平和条約による日本の賠償負担を詳細に説明し、わが国が前例のない苛酷ともいえる条件を受け入れそれを誠実に果たしたのは吉田首相が講和会議の演説で述べたように、連合国による占領状態から早期に独立し、主権国家として国際社会に復帰して連合国と友好関係に入るためであったとすることである。もっとも、この第二点は、もともと2001年2月27日付被告国の準備書面で展開されているもので、判決は基本的にそれに従っている。だから爾後の国の主張も、判決というよりこの自らの主張に従っているとみた方がより正確であろう。

- 51) 殷燕軍「戦後中日関係における日華平和条約の意味——適用範囲をめぐる日本国会の議論を中心に——」『歴史学研究』708号（1998年3月）19頁。殷教授は、日本政府として、日華平和条約で日中間の戦争状態は終了し、適用範囲条項にもかかわらず中国大陸に適用があるという立場を初めて明らかにしたのは、佐藤内閣のとき1969年3月31日の参議院予算委員会における愛知揆一外相の答弁であるとされる（同23-24頁）。これに対して、浅田正彦教授は、すでに1952年の日華平和条約の国会審議の過程で、日本政府の立場はその前半と後半で異なっており、1952年6月17日参議院外務委員会における下田条約局長の答弁の日から政府の立場が転換したという見方をされている（浅田正彦「日華平和条約と国際法（三）」『法学論叢』152巻2号（2002年11月）1頁，該当箇所4-7頁）。私の考えについては後述参照。
- 52) 浅田正彦「日華平和条約と国際法（四）」『法学論叢』152巻4号（2003年1月）1頁，該当箇所11-24頁。
- 53) 毎日新聞2003年10月2日群馬地方版。

（未完）